

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	94 件
国民年金関係	37 件
厚生年金関係	57 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	102 件
国民年金関係	62 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月まで
私は、会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和 58 年 10 月以降、申立期間及びそのほかの 1 か月を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 59 年 9 月 21 日に払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち 59 年 4 月から同年 9 月までの期間の現年度保険料の納付書は発行されていたと考えられ、また、58 年 10 月から 59 年 3 月までの過年度保険料については、申立期間当時に居住していた市では、国民年金加入手続時に過年度保険料の納付申出があれば納付書を発行していたとしており、申立人は、申立期間の保険料に係る現年度納付書及び過年度納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月及び同年 5 月
私は、平成 12 年 3 月に転居した後に市から届いた国民年金保険料の納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、20 歳時の平成 11 年*月から申立期間直前の 12 年 3 月までの期間及び申立期間直後の同年 6 月から厚生年金保険に加入する直前の 14 年 6 月までの期間の保険料をおおむね納期限内に納付しており、申立期間の保険料を未納のままにしておいたことは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から56年3月まで
私は、昭和55年3月に勤務していた会社を退職した後、国民年金に加入したが、申立期間の国民年金保険料を滞納していたので、私の父が滞納分の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が勤務していた会社を退職した直後の昭和55年3月に払い出されており、申立期間直前の55年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立人の保険料を納付したとする父親は、申立人の保険料未納の通知を受けて納付したことがあると説明しており、申立人の被保険者期間は同年3月から56年3月までの期間のみであることから、その通知は申立期間の保険料と考えられること、申立人と同様に父親が保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に任意加入した53年12月以降60歳に到達するまでの期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年2月まで
私の父は、昭和63年4月に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年2月については、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された4年3月時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、オンライン記録から、申立期間直後の2年3月から3年3月までの保険料は4年3月30日に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点においても、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和63年4月から平成2年1月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳には「4.3.23 交付」との記載があり、申立人の手帳記号番号の払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、ほかの年金手帳を所持した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から50年3月まで

私の母は、家業の店で働いていた私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間については、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年10月に払い出されており、当該払出時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付したとする母親は、43年7月以降の保険料を納付し、第1回及び第3回特例納付により、保険料を遡って納付し、制度発足当初から60歳に至るまでの保険料を全て納付していること、申立人の妻の手帳記号番号は、婚姻当時の56年12月頃に払い出され、当該払出時点から遡って納付されている約2年間の保険料は、妻の説明等から、申立人の母親が納付したものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年8月から49年6月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い保険料を納付したとする母親は、加入手続の時期の記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号の払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに、別の手帳を所持した記憶は無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月

私の母は、私が平成3年1月に会社を退職してから4年4月に再就職するまでの間の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しているほか、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されている。

また、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金加入期間の保険料を全て納付していること、母親が申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妹は、申立期間の保険料が納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
私は、婚姻後、夫婦の国民年金保険料を納付していた。申立期間前後の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、申立期間前後の期間を含め国民年金加入期間の国民年金保険料を 60 歳に至るまで全て納付している。

また、申立人は、戸籍の附票によると、申立期間の前の昭和 49 年 8 月に転居しているが、申立期間直前の同年 4 月から同年 12 月までの保険料は納付済みとなっていることから、申立期間の保険料に係る納付書は発行されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年に会社を退職後、国民年金の加入手続を市役所で行い、申立期間①の国民年金保険料 1 か月分を納付した。また、婚姻後の申立期間②の保険料は妻が納付していたはずである。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、申立人は、当該期間を除き、当該期間前後の期間を含め国民年金加入期間の国民年金保険料を 60 歳に至るまで全て納付している。また、申立人は、戸籍の附票によると、当該期間の前の昭和 49 年 8 月に転居しているが、当該期間直前の同年 4 月から同年 12 月までの保険料は納付済みとなっていることから、当該期間の保険料に係る納付書は発行されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が所持する国民年金手帳によると、最初の被保険者資格の取得日は、当該期間より後の昭和 48 年 10 月 28 日となっていることから、当該期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、妻と連番で昭和 48 年 10 月に払い出されており、申立人は現在所持する国民年金手帳以外の手帳に関する記憶が曖昧であるほか、婚姻前の当該期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見

当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年3月まで
私は、昭和49年頃に、父親や金融機関の集金人に勧められて国民年金に加入し、その際、20歳まで遡って3万円から4万円ぐらいの国民年金保険料を一括で納付した。保険料はその集金人に年金手帳と納付書及び現金を渡して納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、平成8年4月以降は保険料を前納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は第2回特例納付実施期間中の昭和49年12月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付することが可能であるほか、申立人が20歳まで遡って納付したと説明する金額3万円から4万円は、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付により納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月から55年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から55年3月まで
② 昭和62年1月から同年3月まで
③ 平成12年3月

私は、会社退職後の昭和52年2月に国民年金の加入手続きを行い、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していた。申立期間①については、55年6月26日に当該期間と直前の期間の付加保険料を納付した際の領収証書を所持している。その後も納付期限に遅れないように定額保険料と付加保険料を納付してきたが、申立期間②の保険料は過年度納付で、付加保険料が未納とされている。申立期間③については、夫名義の預金通帳から平成12年5月2日に当該期間の定額保険料と付加保険料の振替が行われたが、金融機関の事務の誤りにより、一旦戻され、同年7月3日に定額保険料のみが再度振り替えられている。申立期間①の定額保険料及び付加保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて全て納付しており、申立人が所持する2通の領収証書により、申立人は、当該期間を含む昭和53年4月から54年3月までの期間及び同年4月から55年3月までの期間の付加保険料を同年6月26日に過年度納付していることが確認できる。また、当該領収証書は、通常、保険料を過年度納付する際に使用する社会保険事務所（当時）の領収証書であり、付加保険料は、本来、過年度納付することができないが、当該期間直前の保険料が付加保険料を含めて前納されていることから、当該領収証書に係る期間の保険料について、行政側が定額保険料の前納用の納付書のみを発行し

てしまっていたため、特別に付加保険料分のみを過年度納付させたなどの特段の事情によるものと推察されるほか、オンライン記録によると、当該領収証書に記載されている期間のうち、申立期間を除く 53 年 4 月から 54 年 2 月までの期間については、付加保険料が納付済みと記録され、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は申立期間①の定額保険料及び付加保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録によると、当該期間の保険料の収納年月日は昭和 62 年 6 月 2 日であるため、申立期間の保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することはできないほか、当該期間の付加保険料を過年度納付させる特段の事情も認められない。また、申立期間③については、夫名義の預金通帳によると、平成 12 年 5 月 2 日に当該期間の定額保険料及び付加保険料を振り替えた記録は確認できるものの、当該期間の納期限である同年同月 1 日を過ぎていたために、当該定額保険料及び付加保険料に相当する金額が、同年同月 15 日に当該口座に戻されており、同年 7 月 3 日付けで再度、過年度納付が可能な定額保険料のみの振替が行われていることが確認できるほか、オンライン記録でも、当該期間の保険料収納年月日は同年 7 月 3 日と記録されていることなど、申立人が申立期間②及び③の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年12月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年2月及び同年3月
② 平成11年12月から12年2月まで

私は、婚姻届を出した平成13年3月に、区役所の国民年金担当者から、日本に入国した11年2月から13年2月までの国民年金保険料を納付すれば、以降は保険料を納めなくてよいと言われ、国民年金の加入手続を行った。その後、郵送されてきた納付書で、何回かに分けて、自宅近くの金融機関で保険料を遡って全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は国民年金に加入後、遡って保険料を納付したと説明するところ、申立人の基礎年金番号は平成13年4月23日に付番されており、当該付番時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったほか、当該期間前後の保険料は、当該付番日以降に遡って納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間のうち平成11年2月の保険料については、申立人の基礎年金番号付番日時点では、時効により納付することができない。

また、当該期間のうち平成11年3月の保険料についても、当該期間直後の11年4月から同年6月までの保険料が13年5月に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、時効により保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 12 月から 12 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、婚姻を契機に、国民年金保険料をきちんと納付しようと考え、昭和55年4月から保険料を金融機関で納付してきた。当時の預金通帳には、56年12月に約10万円を出金した記録があり、この中から申立期間の保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立人は、婚姻後の昭和55年4月以降、申立期間を除き、60歳に至るまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間前後を通じて、申立人の住所及び仕事に変更は無く、申立人が所持する預金通帳の出金記録を見ても、申立人の生活状況及び経済状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年3月まで

私は、会社を退職した平成7年11月に、両親から勧められて市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年11月から8年2月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が8年1月に払い出されていることから、当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であるほか、当該期間の保険料に係る納付書は発行されていたものと考えられる。また、申立人の所持する年金手帳により、申立人は、平成8年4月18日の厚生年金保険加入に伴う国民年金の被保険者資格喪失の手続を、当時居住していた市の市役所において、市外転居する同年5月より前に適切に行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成8年3月については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録によると、10年4月6日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書は、上記作成時点で過年度納付可能な8年3月分に係る納付書と考えられるものの、申立人は、8年5月に市外転居した後に保険料を遡って納付したことはないと説明しているなど、申立人が平成8年3月の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月から8年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、私が大学を卒業してから厚生年金保険に加入するまで、両親の保険料と一緒に自宅に来る集金人に納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和60年2月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で、申立期間は、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は、申立期間の自身の保険料が納付済みであるほか、申立人が自宅に来る集金人に保険料を納付していたとする納付方法について、申立人が当時居住していた市では、当時は既に納付書制度を実施していたが、被保険者からの申込みがあれば市職員による保険料の集金も行っていたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から同年7月まで
② 平成2年10月から7年5月まで

私は、時期は不明だが国民年金保険料の未納通知が来たので、区出張所で約3万円を納付し、その際、口座振替の手続を行った。しかし、保険料の口座振替が行われていなかったため、別の区出張所へ行き、保険料約2万円を納付するとともに、再度、口座振替の手続を行い、それ以降の保険料は口座振替により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、4か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、未納期間の保険料を納付した時期及び保険料の納付を口座振替にした時期に関する記憶が曖昧であり、オンライン記録によると、当該期間直前の平成2年8月及び同年9月並びに当該期間直後の7年6月から8年7月までの14か月分の保険料は、それぞれ過年度納付されていることから、口座振替ではなく納付書により遡って納付されたものと考えられる。また、当該期間直後の平成7年6月から8年7月までの保険料は、9年8月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から同年12月まで

私の母は、私が昭和47年6月にA会社を退職した後すぐにB区役所で私の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を私の父母の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和47年11月から同年12月までの期間について、申立人は、後述のとおり、昭和47年11月1日に国民健康保険の資格を取得していることが確認でき、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳払出一覧表によれば、48年1月頃に払い出されていることが推認できることから、申立人の母は、申立人の当該期間の国民年金保険料を現年度納付したと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の母は、国民年金制度の発足当時から60歳に到達する前月までの期間の保険料を完納しており、申立人の父も同様に保険料を完納している。

2 一方、申立期間のうち、昭和47年7月から同年10月までの期間について、申立人は、「私の母は、B区役所で私の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。」と主張しており、B区における国民健康保険の加入記録では、申立人は、47年11月1日に国民健康保険の資格を取得していることが確認できる。これらのことから、当該期間は、国民年金保険料を納付していなかった期間であったものと推認できる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和47年7月から同年10月までの保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和47年

11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、昭和57年4月から同年9月までの期間及び59年4月から同年9月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年9月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、昭和55年4月から現在までは私が定期的に納付してきた。余分に保険料を納付して還付されたことはあるが、納付を忘れたことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、戸籍の附票によれば申立期間の①の期間中の昭和57年7月にA区からB区へ転居しており、申立人が所持している年金手帳においても当該住所変更手続が適切に行われていることが確認できる。その上、申立期間の①当時に申立人が居住していたA区は、「当時、国民年金保険料の納付書を年4回に分けて送付していた。」と回答していることから、当該期間の納付書は、申立人に届いていたものと推認される。また、申立期間の②についても、B区の住所に変更は無く、当該期間の納付書は申立人に届いたものと推認される。これらのことから、申立人が申立期間の①及び②の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、「申立期間①及び②の保険料を区役所の窓口か郵便局で納付した。」と述べており、当時居住していたA区及びB区並びに郵便局いずれも現年度保険料を納付することが可能であったことから、申立人の申立内容に一定の整合性が見受けられる。

加えて、申立期間の①及び②はそれぞれ6か月と短期間であり、また、申立人は、申立期間の①の前後の期間の保険料を納付済みである。その上、申立人は、申立期間の①及び②を除き保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、婚姻後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を全て納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年1月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、54年1月以降58年12月までの保険料は前納している。

また、申立人は昭和59年1月に国民年金の資格喪失を行った記憶は無いと説明しており、申立期間及びその前後の期間を通じて夫の職業に変更は無く、申立期間当時は2人の子供はそれぞれ小学生及び中学生であるなど、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失する理由も見当たらないほか、申立期間中の59年5月10日に作成された年度別納付状況リストには、申立人の前納開始年月が実際は54年1月であるのに「59年4月」と記載されているなど、申立人の年金記録の管理も適切に行われていなかった状況が見受けられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から同年5月までの期間、平成4年8月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から同年5月まで
② 平成4年8月
③ 平成4年10月

私の夫は、婚姻した昭和60年2月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、その際、2年前の国民年金保険料までは納付することができると聞いて、以後、2年遅れで私の保険料を全て納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和58年4月以降の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め、53年3月以降の保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人は、オンライン記録によると、当該期間前後の保険料を約2年後に遡っておおむね3か月分ずつ納付していることが確認できるほか、申立人は、申立期間①の保険料を過年度納付した時期に当たる昭和62年の確定申告書控を所持しており、同申告書控に記載されている国民年金保険料の支払保険料額は、申立人が申立期間を含む60年1月から同年12月までの保険料を62年に過年度納付した場合の保険料額と夫が同年に納付した保険料額とを合計した金額におおむね一致している。

さらに、申立期間②及び③については、それぞれ1か月と短期間であり、当該期間前後の保険料は納付済みであるほか、申立期間②及び③のそれぞれ直前の保険料が過年度納付された時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和47年6月から48年3月まで

私の父は、私が20歳のときから婚姻するまでの期間、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年11月頃時点で、当該期間の保険料は現年度納付することが可能である。また、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の父親は、申立期間②を含め60歳に至るまでの保険料を全て納付しているほか、当時同居していた申立人の母親は、申立期間②を含め52年1月に厚生年金保険に加入するまでの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の手帳記号番号の払出時点では、当該期間の保険料は過年度納付する必要があるが、申立人は父親から過年度納付について聞かされた記憶は無いなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年6月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 10654

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月

私は、自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、昭和 55 年 12 月に任意加入してから 60 歳に至るまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、自宅に来る集金人に保険料を納付したと説明しており、申立人が当時居住していた市では、申立期間当ても集金人による保険料の徴収を継続していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月まで
私は、昭和 50 年 11 月に母に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳に至るまで未納無く納付している。

また、申立人は、申立期間中に2度転居しているが、申立人の特殊台帳には、申立期間中の昭和51年4月及び53年4月の住所変更に係る記録が記載され、また、53年4月に申立人が転居した先の市の申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳にも、53年5月に住所変更手続を行った旨の記載があることから、申立人は、申立期間中、国民年金の住所変更手続をおおむね適切に行っていたものと考えられるため、申立期間の納付書については申立人に対して発行されていたものと推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から53年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

私の母は、私が20歳になったとき、私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の口座振替手続を行ってくれ、「保険料は自分で納付するように。」と私名義の預金通帳を渡してくれたので、私は口座残高に気を配りながら自身で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、9か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、申立期間直後から平成6年6月に厚生年金保険に加入するまでの保険料を全て納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年1月時点で、保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳に至った昭和51年*月から口座振替で保険料を納付していたと説明するものの、申立人が当時居住していた市では、口座振替による保険料の納付は52年4月から開始しており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は54年3月7日に口座振替の手続を行っていることが確認できるため、当該期間は口座振替により保険料を納付することができない期間であること、申立人の手帳記号番号の払出時点は、第3回特例納付の実施期間であり、当該期間の保険料を過年度納付及び特例納付により納付することは可能であったものの、申立人は遡って保険料を納付した記憶が曖昧であること、当該期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人

に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、平成7年4月から同年6月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年6月まで

私は、平成7年4月に会社に就職したが、最初の3か月は厚生年金に加入できなかったところ、1、2年後に申立期間の国民年金保険料の督促状が届いたので、保険料をまとめて役所か金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。その上、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、平成3年8月頃に払い出されていることが確認できることから、申立期間は、保険料の納付が可能な期間である。

さらに、申立人は、「平成9年12月に会社を辞めて事務所を開設した後についても、最初は余裕が無かったが、国民年金保険料は、遅れて納めた。」と述べており、オンライン記録によれば、9年12月から13年3月までの期間に係る保険料が、過年度納付されていたことが確認できるなど、申立人の保険料の納付意識は高く、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、平成元年4月の納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

私は、夫が会社を辞めた平成元年4月頃に、市役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続きを行い、そのときに、申立期間の国民年金保険料は今払えるからと言われてその場で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立人が結婚してすぐの昭和61年7月に国民年金の第3号被保険者として加入手続きを行った際に払い出されており、また、申立人の夫の会社退職に伴い、申立人についての第1号被保険者への種別変更手続きが平成元年5月に行われていることが確認できる。これらのことから、申立期間は、前述の第1号被保険者への種別変更手続き当時において、国民年金保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間直後の保険料は、オンライン記録により、現年度納付されていることが確認でき、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は前述のとおり種別変更手続きや住所異動の手続きを適切に行っていることが確認できる。

さらに、申立人の夫についても申立期間に該当する期間は、厚生年金保険を喪失した後の平成元年4月から厚生年金保険に切り替わる前の同年5月までの期間における国民年金の取得及び喪失の手続きが行われ、当該期間の保険料も納付されていることから、申立期間当時における夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、申立人が主張している保険料の納付金額は、申立期間の保険料額に一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料につ

いては、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月及び同年8月
② 平成5年5月から同年9月まで

私の妻は、私がか会社を退職した後の平成2年及び5年に私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年6月に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人の妻が納付したとする保険料額は、当該期間の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は当該期間の保険料額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び49年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年3月まで
② 昭和49年10月
③ 昭和57年10月

私は、20歳時に国民年金に加入し、申立期間①は、私が実家に居住している間は母がまとめて国民年金保険料を納付してくれ、婚姻後は自分で保険料を納付した。申立期間②は、保険料納付後に厚生年金保険と重複していたとして還付するとの説明を受けたが、還付請求はしておらず、また当該期間は厚生年金保険の被保険者期間ともされていない。申立期間③については、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったので未加入ではないはずである。申立期間②及び③が国民年金に未加入保険料が未納とされ、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人は47年3月12日に国民年金の任意加入の種別変更手続きを行っていることがオンライン記録から確認でき、この手続時点で当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立人の所持する当該期間直後の領収証書から、この期間直後の保険料は現年度納付していることが確認できること、申立人は集金人に保険料を納付したと説明しており、申立人が当該期間当時居住した市では47年4月からの納付書制度開始後も、50年3月までは区役所周辺地域については個別集金による保険料の徴収を継続して実施していたとしており、その内容は当該期間当時の納付方法と合致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は、当該期間を含む昭和49年10月から同年12月までの保険料を50年1月9日に納付した領収証書及び49年10月分の還付請求書を所持している

が申立人は還付請求を行っておらず、同請求書の還付理由欄には「厚生年金との重複払いの為」と記載されているが、厚生年金保険被保険者資格喪失日は49年10月4日であることがオンライン記録で確認でき、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間ではなかったなど申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。また、申立人は転居後の区役所で転入届及び国民年金の任意加入の手続を併せて行ったと説明しているなど申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間については、申立人の母親及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、婚姻前の居住地での保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人が婚姻後に居住していた市では47年3月までは印紙検認方式で保険料を収納していたが、申立人は印紙検認方式で保険料を納付した記憶は無いなど、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は昭和57年10月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月4日に国民年金に任意加入していることがオンライン記録で確認でき、当該期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間及び49年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの期間及び平成6年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年1月から同年3月まで
② 平成6年12月から7年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を遡って納付してくれていたはずである。申立期間②の保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び4か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年8月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であったほか、申立人の保険料を納付したとする母親は、それまで納付していなかった期間の保険料を遡って納付する手続きを行い、納付書により金融機関で納付したと説明しており、その内容は当該期間当時の過年度保険料の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人は転居後の平成5年9月から当該期間直前の6年11月までの保険料を現年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、送付されてきた納付書により市役所内の金融機関から保険料を納付したと説明しており、その内容は当該期間当時の現年度保険料の納付方法と合致しているほか、納付したとする金額は当該期間

当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年12月まで

私は、転居や結婚など身近に異動があったときには、居住していた区の区役所で国民年金に関する各種変更手続を行ってきた。申立期間については、区役所の職員が国民年金手帳に変更後の氏名及び変更年月日を記載しており、手続をしているからには納付書が届き、その納付書により国民年金保険料を納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、平成3年6月に離婚したときに、居住していた区の庁舎で氏名変更手続及び国民年金の種別変更手続をしたと説明しており、同年8月2日に申立人の氏名変更及び国民年金の種別変更の処理が行われていることがオンライン記録で確認でき、当該時点では、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立期間当時に申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から49年7月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

私の母は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続をしてくれ、市役所の支所で国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和49年8月以降当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。また、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿から、当該期間前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できるほか、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする母親は、当該期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は昭和45年2月頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は49年9月に払い出されており、この払出時点では、当該期間のうち45年2月から49年3月までの期間については第2回特例納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能であるが、母親は保険料を遡って納付した記憶が曖昧である。また、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続についての記憶が曖昧であり、申立人は、現在所持する年金手帳のほかにも別の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、49年4月から同年7月までの期間については、申立人が居住している市の被保険

者名簿の検認記録欄に二重線が引かれ、「本人の希望」と記載があるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月から49年3月まで
② 昭和56年10月から57年3月まで

私は、昭和47年8月に会社を退職し、その後、すぐに国民年金の加入手続を行った。加入当初の申立期間①当時は妻が自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、申立期間②当時は集金人が来ていなかったため、近くの金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、申立人は、昭和49年4月以降、当該期間を除き平成14年に60歳に至るまで国民年金保険料を全て納付しており、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年6月時点において申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする妻は、その頃に1年から2年分の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで
私は、会社を退職後、帰省してすぐに地元の市で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったほか、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の記録欄に被保険者の資格取得日が 59 年 4 月 1 日及び被保険者資格喪失日が 59 年 10 月 3 日と記載されていることが確認でき、申立人は、申立期間の保険料の納付書を受け取っていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった昭和 45 年*月に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は、私が 62 年 11 月に会社を辞めた際に、妻が国民年金への切替手続をし、私と妻で保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和 45 年 4 月以降、60 歳に至るまでの国民年金加入期間について、当該期間及び免除期間を除き国民年金保険料を全て納付している。また、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立人に対して昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの過年度納付書が発行されていることが確認でき、当該期間直前の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和 45 年 7 月に払い出され、当該期間直後の同年 4 月の現年度保険料から納付を開始しており、申立人の妹も 55 年 10 月の国民年金加入手続時には申立人と同様、同年 4 月の現年度保険料から納付を開始しているなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 45 年 3 月
③ 昭和 50 年 4 月から 51 年 12 月まで
④ 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 60 年 3 月から同年 9 月まで

私は、国民年金に加入していた期間の国民年金保険料は全て納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和36年2月に払い出されており、この期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるほか、当該期間前の期間の保険料は第1回特例納付により納付されていることが特殊台帳で確認でき、この納付時点では当該期間の保険料は特例納付することも可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、③、④及び⑤については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所、納付時期、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①は、国民年金の資格取得日は昭和35年10月1日、資格喪失日は38年2月1日、資格再取得日は41年3月24日とされていることが国民年金被保険者名簿及び特殊台帳で確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であり、申立期間③は、申立人は昭和50年4月に厚生年金保険を脱退した後に国民年金の再加入手続をした記憶が定かでない。申立期間④は、申立人はこの期間前から病気等もあって保険料を納付することが困難な状況にあったと説明しているほか、当該期間後の期間は法定免除期間となっており、申立期間⑤は、申立人が所持している国民年金手帳に

は当該期間に国民年金の再加入手続を行った記載は無く、平成6年1月に国民年金の未納期間と記録が訂正されるまでは、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月及び同年7月
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料を区役所窓口で納付していたと説明しており、納付したとする保険料額は当時の保険料額とおおむね一致し、申立期間当時には区役所窓口で現年度保険料を納付することが可能であったことが確認できる。

また、申立人が現在所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「平成2年6月1日」に取得、「2年8月1日」に喪失と記載され区役所の名称が押印されており、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年3月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から52年12月まで
② 昭和55年8月から同年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間は5か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和55年11月頃に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、母親から国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について具体的に聞いたことは無いと説明しており、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は上記払出しによる手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、この当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年8月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 49 年 7 月から同年 9 月まで
②昭和 51 年 10 月
③昭和 53 年 9 月

私は、昭和 48 年頃に当時の居住地に住民登録をして以降、国民年金保険料の納付書が送られてくるようになり自身で保険料の納付を始めた。転居後も国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの保険料は、重複納付により昭和 50 年 3 月 15 日に還付されたことが申立人の国民年金被保険者台帳に記載されているが、この還付の時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②は、申立人は昭和 51 年 11 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した以降に当該期間の保険料を納付したことはないと説明しており、また、申立期間③は、59 年 5 月 10 日現在の年度別納付状況リストに当該期間に係る国民年金被保険者資格の得喪及び当時の居住地への住所変更は記録されておらず、申立人は 53 年 8 月末に厚生年金保険適用事業所を退職した後は、国民年金の再加入手続及び当時の居住地への住所変更手続をしていないと説明しているなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年

7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を128万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、128万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、51万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を77万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、77万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を51万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、51万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月7日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年6月2日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は50万円、19年7月6日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成19年7月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞

与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 8 日は 50 万円、19 年 7 月 6 日は 62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は50万円、19年7月6日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成19年7月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞

与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 8 日は 50 万円、19 年 7 月 6 日は 62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は50万円、19年7月6日は59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成19年7月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞

与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 8 日は 50 万円、19 年 7 月 6 日は 59 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は50万円、19年7月6日は62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成19年7月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞

与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 8 日は 50 万円、19 年 7 月 6 日は 62 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は30万円、19年7月6日は44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月8日
② 平成19年7月6日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記給料台帳（賞

与)において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 8 日は 30 万円、19 年 7 月 6 日は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は9万5,000円、同年12月5日は11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準賞与額については、オンライン記録によると、平成15年7月10日は9,000円、同年12月5日は1万1,000円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月10日は9万5,000円、同年12月5日は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準

賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 17160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びB社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び賞与一覧表において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、23万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月5日は11万6,000円、19年12月5日は53万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月5日
② 平成19年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月5日は11万6,000円、19年12月5日は53万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申

立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月5日は95万3,000円、16年12月5日は58万8,000円、17年12月5日は56万6,000円、18年12月5日は74万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月5日
② 平成16年12月5日
③ 平成17年12月5日
④ 平成18年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月5日は95万3,000円、16年12月5日は58万8,000円、17年12月5日は56

万 6,000 円、18 年 12 月 5 日は 74 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月29日は10万円、同年12月30日は15万円、18年7月31日は10万円、同年12月29日は13万円、19年7月31日は10万7,000円、同年12月28日は11万7,000円、20年7月31日は12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月29日
② 平成17年12月30日
③ 平成18年7月31日
④ 平成18年12月29日
⑤ 平成19年7月31日
⑥ 平成19年12月28日
⑦ 平成20年7月31日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控

除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 7 月 29 日は 10 万円、同年 12 月 30 日は 15 万円、18 年 7 月 31 日は 10 万円、同年 12 月 29 日は 13 万円、19 年 7 月 31 日は 10 万 7,000 円、同年 12 月 28 日は 11 万 7,000 円、20 年 7 月 31 日は 12 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 11 月 24 日から 44 年 8 月 1 日まで

年金記録の確認を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間の一部についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、昭和 40 年 1 月に被保険者となった際の厚生年金保険被保険者記号番号で 55 年 10 月から再度被保険者となっていることを踏まえると、申立人が当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は昭和 44 年 10 月 30 日に支給決定されているが、その約 1 か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者となっており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い上、申立期間直後の被保険者期間については申立期間と同一番号で加入手続がされていることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していなかったものと認識していたと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年9月から18年8月までは56万円、同年9月から19年8月までは53万円及び同年9月から20年11月までは50万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の47万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、19年9月から20年9月までの期間及び同年11月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は61万9,000円、同年12月10日は96万1,000円、18年7月10日は90万4,000円、同年12月10日は95万9,000円、19年7月10日は96万円、同年12月10日は93万7,000円、20年7月10日は112万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から20年12月1日まで
② 平成17年7月10日

- ③ 平成 17 年 12 月 10 日
- ④ 平成 18 年 7 月 10 日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 10 日
- ⑥ 平成 19 年 7 月 10 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 10 日
- ⑧ 平成 20 年 7 月 10 日

A 法人（現在は、B 法人）における被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②から⑧までの標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないの
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、B 法人から提出された「出勤簿兼賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 9 月まで及び同年 11 月は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 17 年 9 月から 19 年 8 月までの期間及び 20 年 10 月については、上記「出勤簿兼賃金台帳」において確認できる保険料控除額又は給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②から⑧までについて、B 法人から提出された「職員賞与計算書」により、申立人は、当該期間に A 法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、「職員賞与計算書」において確認できる保険料控除額又は賞与支給額から、平成17年7月10日は61万9,000円、同年12月10日は96万1,000円、18年7月10日は90万4,000円、同年12月10日は95万9,000円、19年7月10日は96万円、同年12月10日は93万7,000円、20年7月10日は112万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は52万9,000円、同年12月10日は79万2,000円、18年7月10日は66万6,000円、同年12月10日は81万4,000円、19年7月10日は74万円、同年12月10日は72万2,000円、20年7月10日は55万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から20年12月1日まで
② 平成17年7月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年7月10日
⑤ 平成18年12月10日
⑥ 平成19年7月10日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年7月10日

A法人（現在は、B法人）における被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②から⑧までの標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないの
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②から⑧までについて、B法人から提出された「職員賞与計算書」により、申立人は、当該期間にA法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「職員賞与計算書」において確認できる保険料控除額から、平成17年7月10日は52万9,000円、同年12月10日は79万2,000円、18年7月10日は66万6,000円、同年12月10日は81万4,000円、19年7月10日は74万円、同年12月10日は72万2,000円、20年7月10日は55万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、B法人から提出された「出勤簿賃金台帳」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年7月から18年8月までは32万円、同年9月から19年8月までは30万円、同年9月から20年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、18年4月から20年11月までの期間について、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑧までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月10日は18万9,000円、同年12月10日は27万5,000円、18年7月10日は24万7,000円、同年12月10日は30万2,000円、19年7月10日は28万円、同年12月10日は27万3,000円、20年7月10日は28万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月1日から20年12月1日まで
② 平成17年7月10日

- ③ 平成 17 年 12 月 10 日
- ④ 平成 18 年 7 月 10 日
- ⑤ 平成 18 年 12 月 10 日
- ⑥ 平成 19 年 7 月 10 日
- ⑦ 平成 19 年 12 月 10 日
- ⑧ 平成 20 年 7 月 10 日

A 法人（現在は、B 法人）における被保険者期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②から⑧までの標準賞与額の記録が無いことが分かった。同法人は、その後、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、B 法人から提出された「出勤簿兼賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、申立期間①のうち、平成 18 年 4 月から 20 年 11 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 17 年 7 月から 18 年 3 月までの期間については、上記「出勤簿兼賃金台帳」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間②から⑧までについて、B 法人から提出された「職員賞与計算書」により、申立人は、当該期間に A 法人から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、「職員賞与計算書」にお

いて確認できる保険料控除額から、平成17年7月10日は18万9,000円、同年12月10日は27万5,000円、18年7月10日は24万7,000円、同年12月10日は30万2,000円、19年7月10日は28万円、同年12月10日は27万3,000円、20年7月10日は28万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和22年5月2日であることが認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年1月から22年4月までの期間に係る標準報酬月額については、21年1月から同年3月までは80円、同年4月から22年4月までは90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月15日から22年10月4日まで

A社に在籍していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中は軍に出征中であり、同社を正式に退職したのは軍隊から復員した昭和22年10月上旬であったと記憶しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失年月日欄は不明瞭であるため日付を確認することができないが、オンライン記録には、昭和21年1月15日と記録されていることが確認できる。

しかし、C県から提出された軍歴確認書により、申立人は、昭和20年1月25日に陸軍に召集され、22年10月1日に外地から復員したことが確認できることから、当該資格喪失日は申立人が陸軍に召集されていた期間であるため、21年1月15日に被保険者として資格を喪失したとは考え難い。

さらに、当時の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅

した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和21年1月15日から22年5月2日までの期間については、旧厚生年金保険法第59条の2の規定に基づく19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間であることから、申立人のA社における資格喪失日を同年5月2日とすることが妥当である。

なお、昭和21年1月から22年4月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における20年12月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、21年1月から同年3月までは80円、同年4月から22年4月までは90円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年5月3日から同年10月4日までの期間については、旧厚生年金保険法第59条の2の規定に基づく被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間の保険料免除及び被保険者期間算入の適用外の期間である。

また、B社では、申立人に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年10月1日、資格喪失日が平成2年4月1日とされ、当該期間のうち申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していた。同社は、平成8年に社会保険事務所（当時）に資格喪失日訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、健康保険組合の加入記録、B社の人事担当者の供述及び同社から提出された賃金台帳から、申立人がA社及び同社の親会社であるC社本社に継続して勤務し（平成2年4月1日にA社からC社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された平成2年3月

の賃金台帳において確認できる報酬月額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成8年3月に申立期間に係る資格喪失日の訂正を届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る2年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和63年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B支店から同社C支店への異動があったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の「被保険者台帳全記録照会」の記録（昭和63年12月1日転勤処理の記載）及び加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和63年12月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和63年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B支店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和63年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 21 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 53 万円とされていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 12 月 10 日より後の同年 12 月 22 日付けで、遡って 28 万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は昭和 55 年 5 月 24 日に監査役に就任し、平成 5 年 5 月 31 日に退任していることから、上記訂正処理日には監査役でないことが確認できることから、当時の経理総務事務担当者は、申立人は企画を担当しており、社会保険の届出事務に関与していなかったとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は平成 4 年 4 月 1 日であり、当該訂正処理日である 5 年 12 月 22 日には、別会社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当

初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

- 2 オンライン記録によると、申立人のB社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 53 万円とされていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年3月21日より後の同年12月17日付けで、遡って30万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は昭和59年12月30日に取締役就任し、平成6年12月30日に退任しており、当該期間及び上記訂正処理日において取締役であったが、当時の従業員は、申立人は企画を担当しており、社会保険の届出事務に関与していなかったとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日は平成5年3月21日であり、当該訂正処理日である同年12月17日には、別会社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年9月30日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。同社ではB部門担当の取締役で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日の後の同年12月4日付けで、遡って20万円に訂正されていることが確認できる。

また、上記処理日においては申立人を除く役員5人についても標準報酬月額が遡って減額訂正されているが、社会保険事務所（当時）が、上記訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本によれば、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の他の取締役は、申立人はB部門担当の役員であったとしており、社会保険関係の業務には従事していないと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年10月までは53万円、同年11月から7年8月までは59万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成4年5月から5年4月までは13万4,000円、同年5月から8年3月までは14万2,000円、同年4月から13年9月までは15万円、同年10月から16年3月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から16年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。申立期間の一部について給料明細書及び給与振込額が記録された預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年5月から16年3月までの期間については、事業主の保管するA社の賃金台帳、金融機関の保管する申立人の給与振込口座の取引履歴一覧及び申立人の保管する給料明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成4年5月から5年9月までは12万6,000円、同年10月から9年9月までは13万4,000円、同年10月から14年7月までは14万2,000円、同年8月から15年8月までは11万8,000円、同年9月から16年3月までは11万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（平成4年5月から5年4月までは13万4,000円、同年5月から8年3月までは14万2,000円、同年4月から13年9月までは15万円、同年10月から16年3月までは19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の賃金台帳、取引履歴

一覧及び給料明細書で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成4年5月から5年4月までは13万4,000円、同年5月から8年3月までは14万2,000円、同年4月から13年9月までは15万円、同年10月から16年3月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の賃金台帳、取引履歴一覧及び給料明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成3年12月から4年4月までの期間については、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（12万6,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年4月2日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月2日から28年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。昭和25年12月末日で同社を一度退職した後、26年4月2日に同社に再入社し、申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学受験のため昭和25年の年末にA社を退職したが、大学に合格し、その旨を26年3月に同社の社長に報告したところ、社長からまた同社で働けと言われ、同年4月2日に同社に再入社した。仕事内容は再入社前後で変わらず、現場で電気工事作業を行っていた。」旨供述している。

これに対し、申立人が在籍した定時制高校及び夜間大学から提出された在籍証明書によると、申立人は、昭和26年3月17日に定時制高校を卒業し、同年4月1日より夜間大学に在籍したことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和22年6月1日から31年10月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員は、「申立人は自分より先に同社に入社しており、正社員で電気工事人であった。申立人が大学受験で退職したことは記憶に無いが、申立人が2年半の期間、同社で勤務しなかったことは無かったと思う。」旨供述している。

さらに、別の従業員は、「自分は、昭和28年2月15日に前の会社を退職し、その翌日にA社に入社したが、その時期には、申立人は既に同社で勤務していた。また、同年4月に、申立人と一緒に社員旅行に行った。」旨供述し、申立人、同社名及び同年4月

12日の日付が確認できる社員旅行の集合写真を提出している。

以上のことから判断すると、申立人は、申立期間について、A社で勤務していたことが推認できる。

また、社員旅行の写真を提出した上記従業員は、「申立人は正社員で、現場責任者として勤務していた。」旨供述している上、申立人が昭和25年12月末日にA社を退職する前から同社に勤務していた複数の従業員は、「申立人は正社員で、現場で電気工事人として勤務していた。」旨供述していることから判断すると、申立人は、申立期間及びその前後の同社における厚生年金保険の被保険者期間において、業務内容及び勤務形態に変更がなかったことから、申立期間においてのみ保険料控除が継続されない事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社（同社の前は、B社C支店。現在は、D社）E工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年3月11日、資格喪失日は同年9月9日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月11日から同年9月頃まで
② 昭和20年9月頃から同年11月1日まで

A社F工場に勤務の途中、軍隊に召集され、大空襲により同工場が焼失した後の時期から除隊して同社を退職する旨申し出た時期までの申立期間①及びG社に勤務した申立期間②の被保険者記録が無い。申立期間①においては、A社に在籍しており、申立期間②においては、G社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、H局発行の申立人に係る軍歴確認書及びD社が提出した社史から、申立人は、A社F工場において厚生年金保険に加入中の昭和19年4月10日に陸軍に召集され、20年3月10日の大空襲により同工場が焼失したことにより厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年9月9日に帰休除隊したことが確認できる。

一方、A社F工場及び同社E工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同社F工場は昭和20年3月10日に適用事業所ではなくなっているが、同社同工場の複数の従業員は、同社同工場が適用事業所ではなくなった直後に、同社E工場において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立人についても同社同工場において、厚生年金保険の記録が継続していたものと考えられる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間について、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社E工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 20 年 3 月 11 日、資格喪失日は軍歴確認書の帰休除隊日である 20 年 9 月 9 日と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社F工場が昭和 20 年 3 月 10 日に適用事業所でなくなった直後に同社E工場に異動した上記従業員の同年 3 月の標準報酬月額の記録から、100 円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人を記憶する従業員は、申立人の入社時期は正確には覚えていないとしており、当該期間の入社時期を特定することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録はオンライン記録と合致し、さらに、G社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 20 年 11 月 1 日に、申立人を含む 23 人の従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では複数の従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

なお、G社は既に適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年3月1日から37年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年3月1日、資格喪失日に係る記録を37年2月1日とし、当該期間の標準報酬月額を35年3月から36年9月までは1万4,000円、同年10月から37年1月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月5日から37年8月31日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の従業員及び申立人の妻の供述から判断すると、申立人は、A社に、少なくとも昭和35年3月1日から37年1月31日まで勤務していたことは推認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の従業員及び申立人の妻が記憶していた同僚8人の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができる。

さらに、上記被保険者名簿から、複数の従業員及び申立人の妻が申立人と同じ職種だったとしている二人の厚生年金保険の被保険者記録を確認することができる上、複数の従業員及び申立人の妻が回答した当時のA社の従業員数と同社に係る事業所別被保険者名簿の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致するため、申立期間当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和35年3月1日から37年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の従業員を含めた複数の従業員の標準報酬月額の記録から、昭和35年3月から36年9月までは1万4,000円、同年10月から37年1月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表者の所在が不明であるため確認することができないが、同社に係る事業所別被保険者名簿に健康保険証の整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 3 月から 37 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 34 年 11 月 5 日から 35 年 3 月 1 日までの期間及び 37 年 2 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間については、複数の従業員は、申立人を記憶しているものの入社時期及び退職時期を覚えていないため、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、別の従業員は、「以前に勤めていた会社からA社に勤務するまで6か月も間は空いていなかったと思うが、自分の厚生年金保険記録では6か月の空白期間がある。」旨供述している上、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 4 月 1 日に 10 人が被保険者資格を取得した後、35 年 3 月 1 日に 6 人が資格を取得するまで 1 人も資格を取得した者を確認することができないことから判断すると、同社では、一定の時期に複数の従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表者の所在が不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成14年1月1日から15年12月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、14年1月から同年9月までは36万円、同年10月から15年11月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から16年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与支給額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成13年10月の定時決定で36万円と記録され、14年10月及び15年9月の定時決定が行われなかったところ、同年11月10日付けで遡及して14年1月の随時改定、同年10月及び15年9月の定時決定がそれぞれ記録され、9万8,000円となっていることが確認できる。

また、A社において、申立人の他に平成15年11月10日付けで遡及して標準報酬月額の減額処理が行われた者は、当時の代表取締役、取締役及び従業員の3名（同社における被保険者全員）であることが確認できる。

このことについて、A社の元代表取締役は、「申立期間当時、当社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）に支払について相談をしたところ、標準報酬月額の変更を勧められた。」と回答している。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員でないことが確認できる上、同社の元代表取締役は、「申立人は一般従業員で建築作業員として勤務していた。社会保険手続には関与していない。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の変更に係る遡及処理には関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成15年11月10日付けで行われた申立人の標準報酬月額の変更に係る遡及処理は事実上に行われたものとは考え難く、申立人の標準報酬月額について、14年1月に遡及して減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正が行われたとは認められない。

したがって、申立期間のうち、平成 14 年 1 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、当該遡及処理前の記録から、36 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 14 年 10 月から 15 年 11 月までの期間については、申立人は、「A社は経営不振のため、給与が減額された。」と述べており、申立人から提出された 14 年分給与支給報告書及び 15 年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は 20 万円であることが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、20 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 12 月については、オンライン記録では、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、16 年 1 月 1 日と記録されているものの、雇用保険の加入記録では、15 年 12 月 20 日に離職していることが確認できる上、申立人は、「同社は、同年 12 月*日に倒産したので、退職した。」と述べており、月末までの勤務が確認できないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A会（現在は、B会）における資格喪失日に係る記録を昭和20年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月16日から同年8月10日まで

A会に電話交換手として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和19年9月から、20年8月9日の原爆投下の日まで、電話交換手として同会で雇用形態も変化なく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の同会における被保険者資格の取得日は昭和19年9月6日、喪失日は20年2月16日と記載されていることが確認できる。

しかし、上記被保険者名簿により、昭和19年10月1日から22年9月1日まで、A会で厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚は、申立人が被爆者健康手帳の交付を申請した54年1月に、「申立人は、昭和20年8月9日に原爆が投下されたときに、爆心地から2.7キロ地点にあったA会で電話交換手として勤務していた。」と証明していることから、申立人は、同年8月9日まで電話交換手として同会に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A会の業務を承継したB会は、「申立期間当時の資料を保管していない。」と回答しているため、同会から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないものの、当時、A会の上部団体であるC会D支店の職員は、申立人に係る被爆証明書において「申立人は原爆投下後に、当会仮事務所において勤務していた。」旨証明しており、申立人が、業務内容及び雇用形態に変更なく電話交換手と

してA会に継続して勤務していたことから判断すると、申立期間において保険料控除が継続されない特段の事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 20 年 8 月 9 日までA会に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における昭和 20 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、40 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B会は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年2月21日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から4年2月21日まで
A社における厚生年金保険の資格喪失日が、当初平成4年2月21日と記録されていたものが、3年12月26日に訂正されている。
また、A社における標準報酬月額が、退職後に20万円から16万円に訂正されている。
資格喪失日と標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成4年2月21日と記録されていたところ、同年5月8日付けで、3年12月26日に遡及して訂正され、また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、申立人の資格喪失日に係る遡及処理日と同日の4年5月8日付けで、遡及して16万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、雇用保険の記録では、A社における申立人の離職日は、平成4年2月20日とされており、申立人は同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社に関する別の申立てについて、年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づくあっせんにより、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、平成4年5月8日に変更されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が上記訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る資格喪失日及び標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の資格喪失日を平成4年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日を昭和28年3月1日、資格喪失日を同年5月1日、同社本社における資格取得日を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された給料明細表及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社C工場は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年3月1日から同年4月1日までの期間は適用事業所となっていないが、B社の人事担当者は、「申立期間当時は、A社C工場において少なくとも5、6名の従業員はいた。」と述べていること及び同社同工場が厚生年金保険の適用事業所となった同年4月1日に、44名の従業員が被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社同工場は、同年3月1日には当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間に係る異動日については、B社から提出された人事記録には、「昭和

28年1月9日C工場勤務、昭和28年5月14日日本社勤務」と記載されているところ、上記給料明細表により、同年3月分及び同年4月分の給与はA社C工場、同年5月分の給与は同社本社において支給されていることが確認できることから、申立人は同年3月1日に同社本社から同社C工場に異動、同年5月1日に同社同工場から同社本社に異動したとするのが妥当である。

申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細表において確認できる厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時は、事業所別に厚生年金保険に加入していたと思われるため、転勤の連絡不備により空白期間が出たのではないか。」と回答し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年10月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、5年10月から7年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年10月1日から11年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を7年10月から10年3月までは44万円、同年4月から11年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から11年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額より低い。給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間のうち、平成5年10月から6年10月までの標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたものが、同年11月10日付けで、22万円に遡って減額訂正が行われ、7年8月14日付けで、同年7月の随時改定（53万円）の記録が取り消されたことが確認できる。申立人と同様に標準報酬月額が訂正処理された者が6人確認できる。

一方、A社の代表取締役は、申立期間の経営状態は悪く資金繰りが困難な状態であり、遡って社会保険料を引下げ、納付することを社会保険事務所と相談の上、行ったとしており、社会

保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上記代表取締役は、申立人の担当は、仕入れ、外注関連業務であり、社会保険業務には携わっていなかったとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年10月から7年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年10月から7年6月までは44万円、同年7月から同年9月までは53万円に訂正することが必要である。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）で22万円と記録されているところ、当該処理については、上記訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらないことから、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成7年10月から11年6月までについて、申立人が提出した給与明細書から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額は、上記訂正処理前のオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料よりも高いことが認められる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そのため、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出している給与明細書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成7年10月から10年3月までは44万円、同年4月から11年6月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は上記の給与明細書から確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料を納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月12日から同年2月1日まで
② 昭和47年5月31日から同年6月1日まで
③ 昭和52年5月28日から同年6月1日まで

A社C支店から同社D支店に異動した申立期間①、E社からF社（現在は、当該2社とも、G社）に勤務した申立期間②及び同社からH社（現在は、I社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、それぞれ継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社が保管する男子社員記録カード、社員一般履歴及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社員一般履歴において確認できる発令日が昭和24年1月18日となっているところ、申立人の子は、申立人は月末まで引継ぎを行い、翌月初めに着任したと記憶しており、申立期間①において、申立人は、A社C支店に勤務していたと認められることから、同社同支店における資格喪失日を同社D支店における資格取得日と同日の同年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,400円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、G社から提出のあったE社の定時株主総会議事録及び辞任届により、申立人が昭和47年5月30日付けで同社の取締役を辞任していることが確認できる。

また、G社が保管する申立人が代表取締役社長となっているF社の「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」における申立人の資格取得日は、昭和47年6月1日と記録されており、オンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本及び上記株主総会議事録から、申立人と同様に取締役としてE社からF社に異動した役員の厚生年金保険の被保険者記録にも空白期間があることが確認できる。

申立期間③について、G社から提出のあったF社の定時株主総会議事録、取締役会議事録及び商業登記簿謄本によると、申立人が昭和52年5月27日付けで同社代表取締役の任期を満了していることが確認できる。

また、G社が保管するF社の「厚生年金基金加入員資格喪失通知」における申立人の資格喪失日は、昭和52年5月28日と記録されており、オンライン記録と一致することが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本及び上記株主総会議事録から、申立人と同様に代表取締役であったF社からH社に異動した役員の厚生年金保険の被保険者記録にも空白期間があることが確認できる。

加えて、J厚生年金基金の加入期間は、H社において昭和52年6月1日から56年7月1日までと記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 10 年 9 月 25 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与に見合うよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたものが、平成 10 年 9 月 24 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われている上、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が二人確認できる。

一方、A 社は、申立期間の同社は業績が悪く、社会保険料の滞納があったと回答しているところ、同社の事業主の妻は、資金繰りが苦しく滞納していた頃、社会保険事務所から、良い方法があるということで、印鑑を持って同事務所に行き喪失の手続をしたが、標準報酬月額を遡及して訂正するとは知らなかったとしており、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間の一部において取締役であったが、上記訂正処理日には取締役となっていないことが確認できる。

さらに、A 社の事業主の妻は、「当社の経理、社会保険の手続は自身が行っており、申立人が社会保険の事務をすることはなかった。申立人は、店舗及び従業員の管理の仕事をしていた。」と供述しており、従業員の一人は、社会保険事務所に対する手続は事業主が行っていたとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的

な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和38年8月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：大正12年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和38年8月29日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にC営業所からD支店に転勤した際に未加入期間が生じたものと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から発行された在籍証明書及び同社から提出された職歴表から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年8月29日に同社C営業所から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年12月1日、資格喪失日に係る記録を40年2月20日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月1日から40年2月20日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が提出した人事記録及び業界団体の申立人に係る経歴票から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記人事記録及び申立期間にA社に勤務していた従業員の供述から、申立人は、申立期間より前から同社B支店において勤務し、昭和40年2月20日から同社C営業所へ異動したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人は、昭和39年12月1日にA社本社における被保険者資格を喪失しており、申立人の勤務実態と厚生年金保険の記録が一致していないことが確認できる。

他方、オンライン記録によると、昭和39年12月1日にA社本社は名称変更し、併せて複数の支店が名称変更又は新規適用事業所として登録されていることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社本社で加入が確認できる多数の従業員が同日付けで資格を喪失すると同時に上記名称変更後の適用事業所及び新

規適用事業所で資格を取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から確認できる従業員のうち、入社時から一貫して支店で勤務していたとする従業員において、当初は本社で資格取得し、昭和39年12月1日の当該支店の新規適用時に、同支店で再取得していることが確認できる。

これらを踏まえると、申立期間より前からA社B支店で継続して勤務している申立人が、異動や転勤により同社における被保険者資格を喪失することは考え難く、同社に係る上記複数の従業員が、適用事業所の名称変更又は事業所の新規適用に伴い、勤務実態に合わせて被保険者資格を再取得しているところ、申立人についても同様の手続がなされるべきであったものと考えることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、同社B支店において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社及び同社C営業所における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年12月及び40年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA園における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで
保育士としてA園に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同園には昭和47年3月末日まで勤務していたので、同年4月1日が正しい資格喪失日である。このため、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A園に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同日の昭和47年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している従業員（後に、役員兼経理担当者として再入職）が、当時、園長の指示により、申立人も自分も同年3月31日まで、保育士として同園に在籍していた旨供述していること及び同園における当時の状況に関する申立人の具体的な供述等から判断すると、申立人は、同園に同日まで引き続き勤務していたことが認められる。

また、A園に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間の前後3年間(昭和44年から46年まで及び48年から50年まで)において、年度末から年度初めにかけて被保険者資格を喪失していることが確認できる従業員の被保険者記録から、当時同園では4月1日を資格喪失日として届け出ることを原則としていたことがうかがえる。

さらに、申立人及び上記従業員は、いずれも「A園における給与支給については、毎月末日締め翌月25日払であった。」と供述しているところ、当該従業員は、当時の給与明細書等を保管していないとしながらも、「昭和47年4月に支給された給与の手取り額は前月以前と変わらなかったため、当該給与から同年3月の厚生年金保険料が控

除されていたと思う。」と供述している。

これらのことから、昭和 47 年 3 月末まで、上記従業員と同じ業務に継続して従事していた申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、当該従業員と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 園における昭和 47 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録では、A 園は平成 4 年 4 月 * 日に解散により厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同園の当時の代表者は連絡先が不明であるため供述が得られず、保険料を納付したか否か等について確認できない。しかし、事業主が資格喪失日を昭和 47 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和20年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を80円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月18日から同年8月1日まで
A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった転勤辞令等及び当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和20年7月18日に同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和20年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、80円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和54年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提出のあった申立人に係る「従業員名簿」、「退職経歴台帳」及び「在籍証明書」並びに事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、上記提出資料に異動日の記載が無く不明であるが、申立人並びに申立人が記憶していた当時の経理担当者及び同僚の供述から判断すると、昭和54年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和54年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成6年10月は24万円、7年9月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月21日から7年12月21日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額である45万円に見合う標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額が、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

2 申立期間のうち、平成6年10月及び7年9月については、A社から提出のあった申立人に係る給与明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（22万円）に見合う報酬月額を超える月例給与（総支給額）を事業主により支給され、かつ、オンライン記録の標準報酬月額を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記1を踏まえると、上記給与明細書の写しにおいて確認できる報酬月額から、平成6年10月は24万円、7年9月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間について、オンライン記録どおりの 22 万円の標準報酬月額に基づく保険料を納付したとしており、上記給与明細書の写しにおいて確認できる報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成 6 年 9 月、7 年 10 月及び同年 11 月については、上記給与明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額又はこれを超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるものの、当該給与明細書の写しにおいて確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（平成 6 年 9 月は 22 万円、7 年 10 月及び同年 11 月は 47 万円）より低いことが確認できる。

このため、上記 1 を踏まえると、当該期間については、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より報酬月額に見合う標準報酬月額が低く、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録より低いことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 4 申立期間のうち、平成 6 年 11 月から 7 年 8 月までの期間については、上記給与明細書の写しにより、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額（22 万円）に見合う報酬月額を超える月例給与（総支給額）を事業主により支給されていたことは確認できるものの、当該給与明細書の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このため、上記 1 を踏まえると、当該期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額より厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が低く、当該控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

このほか、申立期間のうち、平成 6 年 9 月、同年 11 月から 7 年 8 月まで、同年 10 月及び同年 11 月について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及びC社における当時の複数の従業員による供述並びに当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人を記憶しており、かつ、申立人と同一の勤務形態及び業務内容であった旨供述している従業員は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人と同様、昭和35年7月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年10月1日にA社において資格を取得している。しかし、当該従業員から提出された給料支払明細書（A社が作成及び交付）において、申立期間である同年7月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このことから、上記従業員と同じ業務に従事していた申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、当該従業員と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 10 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社は、同社に係る商業登記簿謄本において成立年月日が昭和 35 年 6 月 3 日であることが確認できる法人事業所であり、同社における当時の複数の従業員による供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額について、申立人を記憶している上記従業員から提出された給料支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の当該従業員のC社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）の標準報酬月額と一致している。したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記従業員と同様に、申立人の同社における昭和 35 年 6 月（資格喪失時）の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、上記のとおり申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

A社又は同社の関連会社であるC社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。被保険者記録が存在する前後の期間と同様、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社における当時の複数の従業員による供述並びに当時の状況についての申立人による具体的な供述から判断すると、申立人は、申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人を記憶しており、かつ、申立人と同一の勤務形態及び業務内容であった旨供述している従業員は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人と同様、昭和35年7月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年10月1日にA社において資格を取得している。しかし、当該従業員から提出された給料支払明細書（A社が作成及び交付）において、申立期間である同年7月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このことから、上記従業員と同じ業務に従事していた申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、当該従業員と同様の扱いを受けていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 10 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

しかしながら、A社は、同社に係る商業登記簿謄本において成立年月日が昭和 35 年 6 月 3 日であることが確認できる法人事業所であり、同社における当時の複数の従業員による供述により、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額について、申立人を記憶している上記従業員から提出された給料支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の当該従業員のC社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）の標準報酬月額と一致している。したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記従業員と同様に、申立人の同社における昭和 35 年 6 月（資格喪失時）の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、上記のとおり申立期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C事務所における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和39年7月21日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社内での異動はあったが、継続して勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社の複数の元従業員の供述及び「A社百年物語」への申立人の寄稿文から判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務し（昭和36年8月1日に同社B支店から同社C事務所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B支店における昭和36年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、商業登記簿謄本によると、清算終了となっており、元事業主に確認することはできないが、

事業主が資格喪失日を昭和 36 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、複数の元従業員の供述及び申立人と同時期にA社C事務所から同社D事務所に異動している従業員から提出された給与明細カード（写し）から判断すると、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務し（昭和 39 年 8 月 1 日に同社C事務所から同社D事務所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社C事務所における昭和 39 年 6 月の社会保険事務所の記録から、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、商業登記簿謄本によると、清算終了となっており、元事業主に確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和49年4月1日、資格喪失日が同年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同工場における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された辞令簿、社報から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和49年7月1日にA社B工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和39年7月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年7月28日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社B支社から同社本社に転勤したが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答及び同社から提出された申立人に係る役職者人事カードから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年7月28日にA社B支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和39年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 17224

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 43 年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 30 日から 43 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書と健康保険証を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る給料支払明細書、健康保険被保険者証及び当時の給与事務担当者の回答から、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿（昭和 43 年3月書換え）によると、同社は昭和 42 年 11 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は、同日付けで同社の被保険者資格を喪失していることが記載されている。また、申立人と同様に同日付けで同社の被保険者資格を喪失している者が5人確認できる。なお、書換え前の名簿によれば、申立人の資格取得日は、同年5月1日と記録されているものの、資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人のA社に係る被保険者資格喪失日（昭和 42 年 11 月 30 日）の記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿が昭和 43 年3月に書換えられた後に、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び申立人等に係る被保険者資格の喪失処理が遑って行われたものと認められる。

また、日本年金機構に上記名簿における申立人等の記録の矛盾点について照会したが、「関係資料が無いため、当時の状況は不明である。」旨回答している。

さらに、申立人から提出された健康保険被保険者証及び上記の被保険者名簿の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 42 年 11 月 30 日より後の 43 年 2 月 7 日に同社の健康保険被保険者証の更新が行われていることが確認できる。

加えて、A社の元従業員は、申立人が常勤の営業職であり、厚生年金保険事務に関与しておらず、記録訂正の前後の期間における申立人の勤務形態・勤務内容に変化は無かった旨供述している。

また、A社に係る商業登記目録により、同社は法人であったことが確認でき、当時の同社の給与事務担当者は、「申立期間当時、同社には申立人を含め常時7人程度が勤務していた。」旨回答していることから、同社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和42年11月30日）以降においても、引き続き当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが確認でき、社会保険事務所（当時）が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格喪失日を昭和42年11月30日とする合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記給料支払明細書等で確認できる43年4月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和21年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「社員名簿」から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B支店から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の人事担当者は、「当社C支社が新規適用事業所となったのは昭和21年1月1日であることから、本来、申立人の当社B支店における被保険者資格の喪失日を同日とすべきところを20年11月1日として社会保険事務所（当時）に届け出たものと考えられる。」旨供述していることから判断すると、申立人の異動日は、21年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和20年10月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年8月10日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を4万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成20年7月29日に係る標準賞与額8万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日
② 平成20年7月29日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。給料支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年8月10日及び20年7月29日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月10日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、20年7月29日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、申立人から提出のあった給料支払明細書（控）及びA社から提出のあった給料支払明細書によると、申立人は、平成19年8月10日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年8月10日に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書等において確認できる保険料控除額から、4万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、平成20年7月29日について、上記給料支払明細書等により、当該期間に係る標準賞与額（8万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を8万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 51 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人が主張する昭和 52 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、各申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員台帳及び B 社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、当該期間に継続して A 社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、昭和 51 年 5 月 1 日に A 社 C 支店において資格を喪失し、同日に同社 D 支店で資格を取得していることが確認できる。

さらに、B 社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の A 社 C 支店における被保険者資格喪失日を昭和 51 年 5 月 1 日と社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金の加入員台帳の記録から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、厚生年金基金の加入員台帳及びB社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は、当該期間に継続してA社に勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、昭和52年10月1日にA社D支店において資格を喪失し、同日に同社E部で資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社D支店における被保険者資格喪失日を昭和52年10月1日と社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記厚生年金基金の加入員台帳の記録から、32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和24年10月31日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年9月から24年9月までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から24年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社退職時に作成した履歴書では、申立期間も同社に勤務していたことが記載されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和24年10月に作成した履歴書により、申立人が同年10月30日までA社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における資格取得日は昭和17年1月1日であるが、資格喪失日の記載が無いことが確認できるところ、オンライン記録では、申立人は同社において同年6月1日に資格を取得し、20年9月1日に資格を喪失した旨記録されている。

また、上記被保険者名簿では、申立人がA社において資格を取得した際、少なくとも387人が一斉に厚生年金保険の被保険者となったことが確認できる一方で、昭和24年4月4日以降に資格を喪失した者は確認できないほか、相当数の者について資格喪失日が記載されていないことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿以外に、表紙の摘要欄に「昭和30年7月1日附を以って書替す」と記載されている被保険者名簿があるが、当該被保険者名簿は手帳記号番号が一連番号となっておらず、書き換えられたものと推認できる。年金事務所は、「表紙に

「昭和 30 年 7 月 1 日附を以って書替す」と記載されている名簿が出てきたが、この名簿には申立人と同期入社に従業員の氏名は記入されているが申立人の氏名は無い。旧台帳も確認してみたが、見付からなかった。」旨回答していることから、社会保険事務所（当時）における申立人の年金記録管理が適切ではなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上記履歴書において勤務が推認できる日の翌日である昭和 24 年 10 月 31 日であることが認められる。

なお、昭和 20 年 9 月から 24 年 9 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 18 号）附則第 3 条の規定に基づき、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成10年12月及び11年2月を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から11年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の給料支払明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年12月及び11年2月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる報酬月額から、28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる報酬月額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことか

ら、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 3 月について、給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 10 年 10 月、同年 11 月、11 年 1 月及び同年 4 月から同年 8 月までの期間について、給料支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 2 月 26 日から同年 6 月 17 日まで

A 社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い。申立期間の給与について、30 万円はもらっていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、38 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 6 年 6 月 17 日）の後の同年 9 月 9 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されたことが確認できる上、申立人のほか 15 人についても申立期間の標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人について、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年6月まで

私は、勤めていた会社が倒産した平成7年11月頃に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成7年11月頃に国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が平成9年4月に基礎年金番号として付番されている。

また、申立期間の一部を含む平成8年6月から9年3月までの期間の保険料は、10年8月に遡って納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、時効期間経過後に納付された8年6月分の保険料は10年11月に還付されたことがオンライン記録及び申立人の所持する金融機関の預金通帳で確認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から同年12月まで

私は、国民年金保険料の口座振替納付の手続をした際に、未納であった保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成14年5月頃に市の窓口で未納であった保険料の納付及び保険料の口座振替納付の手続を一緒に行ったと説明しており、オンライン記録から、14年1月7日に過年度納付書が作成され、申立期間直後の12年1月から同年3月までの期間の保険料を14年2月19日に、平成12年度の保険料を14年3月19日にそれぞれ過年度納付し、13年度の保険料を14年2月に現年度納付していることが確認でき、また、保険料の口座振替納付が平成14年5月分から開始されていることが確認できるが、上記の過年度納付及び現年度納付の時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで
私は、国民年金保険料の未納通知が届いたときに、母と一緒に市役所に行き、遡って全ての未納保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20 歳時の昭和 63 年*月から平成元年 3 月までの申立期間及び平成 2 年度の国民年金保険料を 3 年 5 月頃に当時居住していた市の窓口で納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は同月又はその少し前に払い出されていることが当該記号番号から推測でき、申立人が納付したとする 3 年 5 月時点で過年度納付が可能であった元年 4 月まで遡って保険料を納付していることが確認できるものの、申立期間は、納付したとする時点では時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、未納保険料を納付した際に市から受け取ったとする領収証書を所持しており、その内訳は、平成 2 年度の保険料を 3 年 4 月 23 日に納付したことを示すもの、申立期間直後の元年度の保険料を 3 年 5 月 14 日に過年度納付したことを示すもの、及び 3 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同日に納付したことを示すものの 3 枚であり、市から受け取り遡って保険料を納付したことを示す領収証書はこれらのみであると説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月

私は、国民年金加入期間の国民年金保険料は、滞納していた期間も含めて全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、手続場所及び保険料の納付状況等についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成8年3月以降に払い出され、申立期間直後の6年5月及び6月分の保険料は8年6月19日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間の保険料は時効により納付することができないこと、申立人は現在所持する厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳のほかにも手帳を所持していた記憶は無く、基礎年金番号通知書から上記手帳記号番号が申立人の基礎年金番号として付番されていることが確認でき、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から43年3月まで
私の父は、私が20歳になったときから結婚するまでの国民年金保険料を全て納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い申立期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和43年12月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち41年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の41年10月以降の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、父親から、申立期間の保険料を遡って納付したという話を聞いたことはないと説明していること、手帳記号番号が申立人と同時期に払い出されている被保険者29名について、オンライン記録から保険料の納付開始時期をみると、43年3月以前の過年度保険料を納付している被保険者は無く、そのうち13名が43年4月から保険料の納付を開始しており、その他の者はその後に保険料の納付を開始しているか又は未納等であることが確認でき、当時、行政側が積極的に過年度保険料の納付勧奨に取り組んでいたとは考えにくいことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から51年3月まで
私は、遡って国民年金保険料を納付すれば、最初から国民年金に加入していたこと
にできると聞いたため、国民年金の加入手続を行い、分割して毎月4,000円の保険料
を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は遡って保険料を納付した月数及び保険料の合計額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）中の53年7月頃に払い出され、申立人は、申立期間後の51年4月から53年3月までの期間の保険料を過年度納付しているほか、申立期間前の36年4月から42年7月までの期間の76か月分の保険料を53年12月18日から55年6月26日にかけて8回に分割して特例納付していることが特殊台帳から確認できる。これについては、申立人は、当該特例納付等をしなければ60歳に到達するまで保険料を納付したとしても納付月数は207か月であり、国民年金の受給資格期間（300か月）を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して100か月分の特例納付等を行ったと考えられること、申立人は、先に経過した月の保険料から順次特例納付を行っているが申立期間直前の40年12月から42年7月までの保険料の納付日は第3回特例納付実施期間終了日の4日前であり、その後には申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を市役所で行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出され、最初の手帳記号番号は、申立期間後の昭和51年2月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち48年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができず、その後の49年1月から50年3月までの保険料については過年度納付することが可能であるが、申立人は父親から申立期間の保険料を遡って納付したと聞いた記憶が無いとしていること、申立人の二つ目の手帳記号番号は平成元年4月に払い出されており、当該払出時点では時効により申立期間の保険料を納付することができないこと、申立人は現在所持する2冊の国民年金手帳のほかに別の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から48年7月まで

私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続を行い、専門学校に通っているときは母が国民年金保険料を納付してくれていた。また、卒業後は母か私が、郵便局で保険料を納付していた。申立期間の一部が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、婚姻直後の昭和54年12月に任意加入したことにより払い出されており、申立期間のうち45年8月から46年3月までの期間については、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、その後の46年4月から48年7月の未納期間は、平成7年4月の資格得喪記録の訂正により生じたものであり、それまでは未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで
私の母は、私が大学生のときに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の学生時に母親が国民年金の加入手続きをしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年3月に払い出されており、申立期間は学生の任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができないこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から55年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を両親の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、申立期間当時の加入手続、保険料の納付場所、納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 41 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 44 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 9 月から 44 年 12 月まで

私は、団地の隣の友人に勧められて、昭和 39 年 12 月に市の支所で国民年金の加入手続をした。その後は、国民年金保険料を定期的に納付できないこともあったが、未納であった保険料は夫のボーナスで何度かまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、夫のボーナスで保険料をまとめて納付したと説明するが、まとめて納付した時期、回数及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間①直後の昭和 41 年 4 月から同年 8 月までの印紙検認記録欄には検認印が確認できるものの、申立期間①及び②の印紙検認記録欄には検認印が押されていないことから、当該期間の保険料については現年度納付していなかったことが確認でき、申立人が所持する領収証書により、申立期間②直後の 45 年 1 月から 47 年 3 月までの保険料は、47 年 4 月、同年 6 月及び 7 月に全て過年度納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

私は、平成元年頃、妻が自分の20回分の国民年金保険料を納付して、受給資格期間を満たしたと聞いている。ところが、妻は、65歳になったときに受給資格期間を確認した際は、3年分不足していると説明を受けた。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付したとする申立人から、当時の納付状況等を聴取することができないほか、申立人の夫は、保険料の納付に関与していないため、当時の状況が不明である。

また、夫は、平成元年頃、申立人が20回分の保険料を納付し、受給資格期間を満たしたと聞いたと説明しており、「20回分の保険料」の意味は明確でないが、当時の保険料の納付は1か月ごとであったことから20か月分の保険料を意味するとしても、平成元年3月末時点で、申立人の納付済期間(厚生年金保険加入期間を含む。)及び免除期間の合計月数は237か月であることから、受給資格期間300月には63か月不足となっている。

さらに、オンライン記録によると、オンライン化以降で申請免除に係る記録が確認できる昭和59年4月から平成4年3月までの免除期間については、夫婦は毎年度同日に免除申請しており、当該記録に不自然さは見られないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 61 年 3 月まで
私は、婚姻前に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。また、婚姻後も、第 3 号被保険者になるまで、保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿の「資格取得・喪失」欄には、「喪 58・12・2 希望」の記載があり、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」ページには、「被保険者でなくなった日」として「昭和 58 年 12 月 2 日」の記載が、上記の市の押印とともに確認でき、申立人は申立期間直前に被保険者資格を喪失していたものと考えられる。このことから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されないため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年4月及び同年5月
私の母は、昭和 63 年6月に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親から聴取できないため、当時の納付方法等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年6月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から56年9月まで

私は、18歳のときに海外留学し、昭和58年6月に帰国した。海外渡航期間中も住民票は実家にあり、私が20歳のとき、父親が私の国民年金の加入手続を行い、それ以降、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和58年11月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が住民票を置いていたとする区、戸籍の附票により居住地となっていた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から6年3月まで

私の母は、私が大学生の頃、「20歳になったら国民年金保険料を納めておくからね。」と言っていたので、私の国民年金の加入手続を行い、20歳時から平成6年4月に就職するまでの保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した記録は無く、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人と同居していた兄二人も、20歳時から平成6年3月に厚生年金保険に加入するまでの期間が国民年金に未加入である。

さらに、申立人は、母親から年金手帳を渡された記憶は無いと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から8年2月までの期間及び10年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成5年6月から8年2月まで
② 平成10年9月

私の母は、私が学生であった20歳のときに、市役所支所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を兄と同様に納付してくれていた。また、私は、平成14年4月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、申立期間②の保険料が未納であることの説明を受けたため、市役所窓口で保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、年金手帳の交付、保険料の納付方法及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、当該記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年1月時点では、申立期間①の過半は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、申立人は、平成14年4月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行うとともに、当該期間の保険料を遡って納付したと説明するが、当該切替手続時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったほか、申立人が保険料を遡って納付したとする市役所では、過年度保険料の収納業務を行っていなかった。

加えて、申立期間①当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月

私は申立期間の国民年金保険料を時効期限内に納付し、A区が発行した領収証書等も所持しているので、納付済みとしてほしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料は、申立人が所持するA区が発行した「平成 10 年度国民年金保険料（印紙代金）領収証書」及び当該領収証書の裏面に印刷された「平成 10 年度国民年金保険料（印紙代金）納付書」によれば、13 年 1 月 5 日に 11 年 2 月及び同年 3 月分の保険料と共に郵便局において遡って納付されていることが確認できる。

しかしながら、前述の領収証書の裏面に印刷された「平成 10 年度国民年金保険料（印紙代金）納付書」には、「この納付書が使えるのは、平成 11 年 4 月 30 日までです。」と記載されており、当該納付書により遡って納付された申立期間を含む 11 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は過誤納として取り扱われている。このことから 13 年 3 月 15 日付けにて、時効到達前の未納期間である 11 年 2 月から同年 3 月までの期間の保険料に充当され、残りの期間である同年 1 月の保険料が 13 年 3 月 30 日に還付されていることが、オンライン記録により確認できる上、これらの還付手続きの一連の事務処理において、不自然な点は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月から 11 年 9 月まで

私は、会社を退職した平成 7 年 9 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書により近くの郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、会社を退職した平成 7 年 9 月頃に A 区役所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書により近くの郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が加入手続を行ったとする平成 7 年 9 月頃は、住民登録は B 市において行われていることから、申立人は、制度上、A 区において国民年金の加入手続を行うことができない。

その上、申立人の国民年金の加入記録は、オンライン記録においても確認することができず、申立期間は国民年金に加入していない期間として記録されている。

また、申立人はオレンジ色の年金手帳と青色の年金手帳の 2 冊の年金手帳を所持しているものの、オレンジ色の年金手帳は、厚生年金保険の欄に「初めて上記被保険者になった日 平成 4 年 4 月 1 日」と記載されており、最初に就職した際に交付された厚生年金保険の記号番号が記載されていることが確認でき、国民年金の欄には何も記入されていない。さらに、青色の年金手帳は、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号とされ、交付年月日は 11 年 10 月 13 日と記載されていることから、11 年 10 月に就職した際に再交付された年金手帳であるものと推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、納付したとする保険料の納付金額及び納付頻度の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 57 年 1 月まで

私は、結婚した昭和 56 年 4 月に私の夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、そのときに私の母からお金を借り、私の申立期間に係る未納分の 2 年間の国民年金保険料を遡って納付し、その後は、納付書により残りの申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚した昭和 56 年 4 月に私の夫と一緒に国民年金の加入手続きを行い、そのときに私の母からお金を借り、私の申立期間に係る未納分の 2 年間の国民年金保険料を遡って納付し、その後は、納付書により残りの申立期間の保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和 57 年 2 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、54 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により納付することができない。

また、オンライン記録によれば、昭和 62 年 3 月 30 日に、申立人が 57 年 2 月に任意加入により資格取得した記録が 54 年 4 月に強制加入により資格取得した記録に訂正されていることが確認できる。その上、申立人が所持している国民年金手帳の記録欄にも、同様の記録の訂正が記載されている。これらのことから、申立期間は、当該訂正が行われた 62 年 3 月 30 日の時点において、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 62 年 12 月まで
私の母は、私が 20 歳になった昭和 60 年*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「私の母は、私が 20 歳になった昭和 60 年*月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 3 年 4 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立人の申立期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により納付することができない。

加えて、申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母は、同加入時期及び保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私の母は、私が学校を卒業した昭和 55 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、私は、昭和 58 年 4 月から働きはじめ、収入を得られるようになったので、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が学校を卒業した昭和 55 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、私は、58 年 4 月から働きはじめ、収入を得られるようになったので、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が主張する昭和 55 年 4 月頃ではなく、61 年 3 月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出し時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①のうち、58 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点においては、時効により納付することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②に挟まれた昭和 60 年 4 月の保険料は、62 年 3 月の保険料が同年 5 月 15 日に納付されたものの、62 年 3 月から申立人が第 3 号被保険者となったために、当該保険料が 62 年 8 月 13 日付けで時効期限まで遡って未納期間であった当該 60 年 4 月の保険料に充当されたものであることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年4月から同年6月まで
私は、20 歳になってすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が申立期間当時に納付したとする保険料額は当時の金額と相違しているほか、申立人は申立期間の保険料を郵便局で納付したと説明しているが、申立人が居住していた市では申立期間当時に保険料を郵便局で納付することはできなかった。

また、申立人は 20 歳になってすぐに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 59 年4月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 11 月から 59 年 3 月まで

私は、両親の離婚後、20 歳頃に国民年金のお知らせが届いたので実父に相談に行った。その際、実父が「養育費も払わなかったので大学生の期間の国民年金保険料を払う。」と言ってくれたので、実父に納付書を渡していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする実父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は実父から年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の実父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月、同年10月、8年6月、同年8月、同年11月から9年1月までの期間及び10年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年7月
② 平成7年10月
③ 平成8年6月
④ 平成8年8月
⑤ 平成8年11月から9年1月まで
⑥ 平成10年5月から同年10月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。平成12年か13年に私のそれまでの未納期間の保険料を父の退職金で納付してくれ、未納期間はなくなったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする母親は、未納だった期間の保険料を申立人の父親の退職金でまとめて納付したと説明しているが、その説明内容は父親が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成12年12月に申立期間⑥直後である10年11月から12年3月までの期間の保険料が時効直前に過年度納付され、12年12月から13年3月までの期間の保険料が現年度納付されている納付記録と一致しているほか、当該納付時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤については、申立期間⑥と同様に当該期間直後の保険料はそれぞれ時効直前に納付されていることがオンライン記録で確認でき、申立人の母親は申立人の国民年金加入期間に未納期間があったことを認識していたと説明し

ているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から61年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。大学を卒業する頃に「既に2年たっているのだから、早急にやっておかないと大変だ。」と両親が話していたことを覚えている。これ以降、保険料はちゃんと納付してきたという話を母から何度も聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年3月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料の大部分は時効により保険料を納付することができないほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から51年9月まで

私は、国民年金の加入手続の記憶は定かではないが、申立期間の国民年金保険料は口座振替で納付していたように思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料は口座振替で納付していたと説明しているが、申立人が申立期間当時に居住していた区では口座振替による納付が実施されたのは昭和51年4月以降であり、申立人は納付書により保険料を納付した記憶が無いと説明しているほか、国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付金額、納付頻度等に関する記憶も曖昧である。

また、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録が無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができないほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が 20 歳になったときに母の知人に相談して国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 7 年 8 月頃に払い出されており、年金手帳の「初めて被保険者となった日」は平成 7 年 6 月 16 日と記載されており、申立人は申立期間当時大学生であり、当時は 20 歳以上の大学生が国民年金の任意加入とされていた時期の未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から57年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から57年10月まで
私は申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が居住する区では、申立期間当初、印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は印紙検認により保険料を納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人には、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されていることは確認できるものの、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できないほか、オンライン記録によると、申立期間に係る被保険者資格の得喪記録は12年12月19日に記録追加されていることが確認でき、当該記録追加時点まで、申立期間は未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時、申立人に対して、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

私は、就職した会社が厚生年金保険未適用事業所であり、昭和48年11月に健康保険被保険者証が必要となったため、市の出張所で国民健康保険の加入手続を行うとともに国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、市の出張所で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧であるほか、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、一緒に保険料を納付していたとする申立人の元妻も申立期間は国民年金に未加入であること、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成元年 10 月まで
私は、昭和 61 年 6 月に退職した後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。その後、再就職して 63 年 12 月に退職したときも、すぐに区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの保険料は、同年 12 月 27 日に一括で過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和57年4月に就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の時期、場所、申立期間の保険料の納付時期、納付場所及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳によると、初めて被保険者となった日は昭和58年4月1日と記載されているため、申立期間①は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された61年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から54年7月まで

私は、昭和50年2月に退職した際、職場の担当者から国民年金に加入するよういわれ、父からも加入するよう勧められていたので、退職して2、3日後には区役所の本庁舎で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額及び転居先での保険料の納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、昭和58年2月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から44年3月まで

私は、昭和41年7月頃、区役所から連絡を受けて39年の区民税の申告を行った際、私、両親及びすぐ下の妹は国民年金及び国民健康保険に加入していなかったため、区役所から4人一緒に国民年金等に加入するよう勧奨された。後日、父親に相談して国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、区役所から送られてきた納付書により家族4人分の申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料とともにまとめて納付し、その後、国民年金保険料は集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、家族4人分の国民年金保険料及び国民健康保険料として7、8万円くらいの金額をまとめて納付したとしているものの、申立期間に係る国民年金保険料のみの納付額については記憶が曖昧であるため、その納付額を特定できない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和44年4月頃に払い出されており、申立人と手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妹も、申立期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 4 月まで

私は、会社退職後の昭和 57 年 8 月頃に国民年金の加入手続をして、同年 11 月に婚姻した後も引き続き国民年金保険料を納付していた。また、申立期間のうち、58 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付した領収証書を所持している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を 57 年 12 月に納付した領収証書を所持しているものの、申立人の所持する年金手帳には、58 年 1 月 7 日に任意加入被保険者資格を喪失した旨の記載があることから、当該期間の保険料が納付された後に、上記の任意加入被保険者資格の喪失手続きが行われたものと考えられ、このため、当該期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない期間であったと推認される。また、申立人の還付・充当・死亡一時金リストには、申立人への還付金額、還付決議年月日及び還付事由が明確に記載されており、これらの記載内容に不合理な点は無く、当該期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

さらに、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月については、申立人の所持する年金手帳に、同年 1 月 7 日に任意加入被保険者資格を喪失した後、同年 5 月 31 日に同資格を取得した旨が記載されていることから、同年 4 月は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から同年11月まで

私は、勤務先が厚生年金保険の適用事業所でないと聞いたため、平成4年5月頃に国民年金の加入手続きを行い、送付された納付書により郵便局及び区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、平成6年9月に申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書の作成日から、申立期間のうち、4年8月から同年11月までの期間内に未納保険料があったため、納付書が作成されたものと推察されるが、申立人は、当該納付書を受け取った記憶が無く、「申立期間当時に納付したと思っていたのは、もしかしたら税金や国民健康保険料だったかもしれない。」と説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年12月まで
私は、大学在学中から働いており、大学を辞めた後の国民年金保険料は自身できちんと納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に居住していた市において、国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していた記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後に転居した市において、平成元年2月以降に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 61 年 1 月まで
私は、昭和 37 年 12 月に国民年金に任意加入してから、厚生年金保険の加入期間を除いて途切れることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 37 年 12 月に国民年金に任意加入してから、厚生年金保険の加入期間を除いて途切れることなく国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立期間は、申立人が昭和 59 年 12 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、61 年 2 月 1 日に新たな厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間の期間であり、国民年金第 3 号被保険者制度が実施される前の期間である。また、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は、自ら区役所に国民年金の任意加入手続を取らなければ国民年金に加入することができない期間である。さらに、申立人が所持する国民年金の年金手帳によると、被保険者となった日として「昭和 59 年 12 月 31 日 A 区」が、被保険者でなくなった日として「昭和 61 年 2 月 1 日 A 区」がそれぞれ記載されており、この記載は、申立人が平成 8 年 8 月に国民年金への再加入手続を行った際に、その再加入と併せて一括して記載されたものと推認できる。これらのことから、申立期間は、申立期間当時において、国民年金に加入していない期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 7 月まで
② 平成元年 9 月から 3 年 3 月まで

申立期間の①について、私は、昭和 59 年 4 月に会社を辞めた後、自宅に国民年金保険料の督促状が届いたので、急いで区役所に確認し、そのまま国民年金の加入手続きを行い、未払いの保険料を郵便局で納付した。また、申立期間の②について、新しい勤め先が厚生年金保険の任意適用業種であったため、すぐに国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は、「私は、昭和 59 年 4 月に会社を辞めた後、自宅に国民年金保険料の督促状が届いたので、急いで区役所で確認し、そのまま国民年金の加入手続きを行い、未払いの保険料を郵便局で納付した。」と主張している。しかし、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 3 年 10 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の①は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間の②について、申立人は、「新しい勤め先が厚生年金保険の任意適用業種であったため、すぐに国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。」と主張している。しかし、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、申立人は、遡って納付した期間及び納付金額の記憶が曖昧である。また、オンライン記録によれば、前述の手帳記号番号の払出しの 1 か月後である平成 3 年 11 月に、申立期間の②の直後の同年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料が納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間の②の保険料納付の

記憶は、当該期間の直後の期間の保険料納付である可能性も否定できない。これらのことから、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月から 49 年 5 月まで
② 昭和 54 年 2 月から 55 年 9 月まで

私は、申立期間当時、勤務先を退職する都度、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行って、申立期間の①及び②の国民年金保険料を納付していた。会社を辞めると健康保険被保険者証を失うため、会社退職後は、ただちに手続をしていた。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②より後の昭和 61 年 2 月頃に払い出されていることが確認でき、また、申立人は、「現在所持している年金手帳のみに年金手帳を所持していた記憶がない。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が現在所持する年金手帳には「初めて被保険者となった日 昭和 61 年 2 月 1 日」と記載されている上、オンライン記録によれば、申立期間の①及び②は、国民年金に加入していない期間とされていることが確認できる。これらのことから、申立期間の①及び②は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の①及び②の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の①及び②の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月から 7 年 5 月まで
私は、平成 6 年 6 月に会社を退職した後すぐに国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、オンライン記録によると、平成 10 年 5 月に国民年金への再加入手続が行われた際に、記録整備に伴い、同年 6 月 29 日付けで資格得喪記録が追加されたことにより生じた未納期間であることが確認できる。また、申立人が所持する年金手帳には、申立人が平成 6 年 6 月に会社を退職した後すぐに国民年金への再加入手続を行ったとする記載が見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該記録追加の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 58 年 7 月まで

私は、申立期間当時において、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 54 年 1 月から同年 4 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立期間及びその前後における申立人の国民年金の被保険者資格の取得及び喪失については、申立人が昭和 52 年 4 月から 56 年 10 月までの期間に居住していたA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、53 年 12 月に資格を取得し、54 年 3 月に資格を喪失しており、その後、新たに資格を取得した記録は確認できない。さらに、申立人が昭和 57 年 10 月頃から居住したとするB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は 54 年 3 月に資格を喪失後、59 年 1 月に新たに資格を取得していることが確認できる。これらのことから、申立期間において、申立人が国民年金に加入していたことを確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から申立人が婚姻する前の 56 年 9 月までの期間において、申立人は、国民年金保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。また、申立期間のうち、申立人が婚姻した昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月までの期間において、申立人は、「この期間は、第 3 号被保険者であった。」と述べているが、第 3 号被保険者の制度が実施されたのは、61 年 4 月からであり、当該期間において、制度上、第 3 号被保険者に該当しない。さらに、申立期間のうち、申立人が離婚した昭和 57 年 10 月から 58 年 7 月までの期間において、申立人は、「B市において保険料を納付していた。」と述べているが、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、当該期間において、B市ではなくC区に住民登録しており、B市において保険料を納付することは

できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、学生納付特例により納付義務を猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月から 20 年 3 月まで
申立期間の2年間は、私は大学院生であり、学生納付特例を申請したはずである。申立期間の保険料が、学生納付特例により納付猶予とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の直前の期間である平成 14 年 5 月から 18 年 3 月までの期間については、国民年金保険料の学生納付特例の申請が行われていることが確認できるが、申立期間については、学生納付特例の申請が行われていないことが確認できる。また、日本年金機構は、「平成 16 年度及び 17 年度の申立人に係る『国民年金保険料学生納付特例申請書』を保管しているものの、申立期間についての申請書は、見当たらない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間の学生納付特例の申請をした時期の記憶が曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の学生納付特例の申請を行い、保険料の納付義務を猶予されていたことを示す関連資料が無い。

このほか、申立人が、申立期間の学生納付特例の申請を行い、保険料の納付義務を猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、学生納付特例により納付義務を猶予されていたものと認めることはできない。

なお、申立人は、学生納付特例について、ねんきんダイヤルに問い合わせたところ、遡って申請することができる旨の説明を受けたとしているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が学生納付特例の申請を行ったか否かを踏まえて、年金記録の訂正に関し公正な判断を行っているところであり、当該説明が行われたか否かに関してまで、判断することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から3年3月まで

私は、よく覚えていないが平成元年8月頃、自身で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料を初めは1か月ごとに、後はまとめて納付したような気がする。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年8月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成5年1月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の大半は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から48年9月まで

私は、第2回特例納付により国民年金保険料を納付したとされている昭和36年4月から42年3月までの期間の保険料については45年10月頃に一括納付した。第2回特例納付により42年4月から48年3月までの期間の保険料を50年12月19日に納付した領収証書を所持している。48年4月から9月までの6か月の期間は、領収証書は無いが、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第2回特例納付により国民年金保険料が納付されたとオンライン記録に記載されている昭和36年4月から42年3月までの期間について、45年10月頃に妹と一緒に区事務所に出向き国民年金の加入手続は妹とは別の窓口で行い当該期間の保険料を遡って一括納付したと説明しているが、当時申立人が居住していた区の国民年金被保険者名簿の備考欄には「昭和50年12月15日取得届受付第2146号」と記載されていることから申立人の国民年金手帳の記号番号は50年12月に払い出されていることが確認でき、一緒に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妹は、49年10月頃に国民年金手帳の記号番号が払い出され、49年1月から保険料が納付済みである。また、申立人は45年10月当時に国民年金の加入手続した際にオレンジ色の年金手帳を交付されたと説明しているが、オレンジ色の年金手帳は45年10月当時使用されておらず、使用されるのは49年11月からであるほか、加入時に納付したとする保険料額は第1回特例納付により納付した場合の保険料額に大きく相違していること、申立人は国民年金の記号番号のみが記載されたオレンジ色の年金手帳のほかに国民年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和42年4月から48年3月までの72か月を第2回特例納付により納付した領収証書を所持しているが、当該期間は、オンライン記録により第2回特例納付で納付済みとなっている36年4月から42年3月までの期間の月数72か月と同一月数であること、特例納付により、保険料未納期間について納付があったときはその納付は、さきに経過した月の分から順次行うものと国民年金法附則第18条第3項に定められていることから、当該領収証書により特例納付された保険料は、納付記録の入力の際に前詰め処理が行われたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和48年4月から9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は前述の手帳記号番号払出時点では時効により保険料を納付することができない期間であり、第2回特例納付での納付可能期間外であるため特例納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和48年4月から大学に復学するために会社を退職した。妻が区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料は金融機関から納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする妻は加入手続及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番された平成9年時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から54年3月まで
私は、20歳の頃に区支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は20歳到達を待って国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和55年2月に払い出されたことが手帳記号番号払出簿により確認でき、当該払出時点では、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が無いとしている。

また、申立人は現在所持する国民年金の記号番号のみが記載されている年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳のほか、別の手帳を所持していたことはないとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで
私は、学生だった平成9年10月から11年度まで国民年金保険料の免除申請手続を3回行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の免除申請をした時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成9年10月から10年3月までの期間、平成10年度及び申立期間の11年度について3回の免除申請を行い、いずれも承認されたとしているが、オンライン記録から、9年10月から10年3月までの期間及び10年度の免除申請については免除申請が行われ、承認処理されていることが確認できるものの、申立期間については免除記録が無く、13年10月10日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書は、作成された時点で過年度納付が可能な11年9月以降の未納保険料に係るものと推測され、免除申請手続が行われていなかったと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、昭和36年4月から兄と一緒に父の経営する店の手伝いをしていた。父は、兄と一緒に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料は兄が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている申立人の兄は納付済みであることから、申立人も同様に父親が保険料を納付してくれたと説明しているが、兄は、申立期間である昭和36年4月から43年3月までの保険料を第2回特例納付により納付していることが附則18条納付者リストから確認でき、申立期間当時は未納であったこと、兄が第2回特例納付を行う以前に、父親は死亡しており、申立人は、婚姻して兄とは別居しており、第2回特例納付は行った記憶は無いと説明していることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から7年3月まで
私の妻は、平成7年4月から5月頃に申請免除となっていた申立期間の国民年金保険料を一括で追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付を行ったとする申立人の妻は、申立期間の保険料の追納手続に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料は妻が区民事務所で追納したと説明しているが、同事務所では追納の保険料は収納していなかったこと、保険料の追納を行うためには追納の申込みが必要であるが、申立人の追納の申込み及び申立期間の納付書の発行はオンライン記録で確認できないことなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 1 月までの期間及び平成 15 年 2 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 1 月まで
② 平成 15 年 2 月から同年 9 月まで

私は、送られてきた納付書により国民年金保険料を毎月金融機関で納付していたはずである。平成 7 年 1 月からは付加保険料も一緒に納付していた。申立期間①及び②の定額保険料が未納とされ、申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間の国民年金への再加入手続の記憶が曖昧である。また、申立人が納付したとする保険料額は当該期間当時の保険料額と相違しており、申立人は、納付書により毎月保険料を納付したと説明しているが、この期間当時の納付書は 3 か月単位であり、当時の納付方法と大きく相違しているほか、当該期間は平成 6 年 9 月に記録整備されたことにより国民年金加入期間とされたものであり、当該記録整備時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が、この期間当時、保険料の引き落としをしていた金融機関口座の出入金記録では、申立人は、平成 15 年 1 月までは毎月保険料相当額を入金し、保険料が口座から引き落とされていたことが確認できるが、当該期間の始期である 15 年 2 月からは残高不足のため保険料の引き落としがされておらず、申立人は、当該期間の保険料は納付書で毎月納付したと説明しているが、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額と相違するほか、納付

時期に関する記憶も曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から52年4月まで

私の父は、昭和46年9月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は業者の組合費と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、父親が業者組合に組合費と一緒に保険料を納付していたと説明しているが、当該組合では保険料の収納は行っていないとしているほか、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間当時に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年11月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から同年11月まで

私は、平成13年に国民年金保険料の学生納付特例制度を教えられ、市の出張所で申請手続きを行った。その後も毎年、学生納付特例の申請手続きを行った。申立期間の保険料が未納とされており、学生納付特例により納付猶予とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、学生納付特例の申請手続きの時期及び学生納付特例承認通知書に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は平成13年度から学生納付特例の申請手続きを毎年度行っていたと説明しており、オンライン記録から、申立期間前の13年度の申請手続きを13年10月31日に、14年度の申請手続きを14年5月31日に行っていることは確認できるものの、申立期間の15年度の申請記録は確認できないこと、17年6月13日に申立期間の保険料の過年度納付書が作成されていることが確認できることから、当該納付書が作成された時点で申立期間は学生納付特例による納付猶予期間ではなかったと考えられることなど、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年11月まで

私は、国民年金に加入した20歳当時の収入が少なかったため、平成13年3月頃に国民年金保険料の免除申請を行った。区の職員から転居先でも免除の手続を行うように教わったため、平成13年4月にも免除申請を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無い。

また、申立人は、申立期間に係る免除申請手続を平成13年4月に行ったと説明しており、同月に免除申請手続を行ったとすれば、同年4月から14年3月までの年度単位で免除対象期間となるが、当該期間の一部を含む申立期間直後の13年12月から16年2月までの期間の保険料は、16年1月に過年度納付及び現年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点までは未納が続いていたと考えられることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
私の母か母方の祖母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び母方の祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親及び母方の祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿から、申立人は国民年金の資格取得届を昭和 50 年 12 月 23 日に行い、翌 24 日に申立期間直前の 42 年 6 月から 48 年 3 月までの期間の保険料を第 2 回特例納付で納付していることが確認できるが、第 2 回特例納付の納付可納期間は 36 年 4 月から 48 年 3 月までとされており、申立期間の保険料を特例納付することができなかつたこと、この納付時点で申立期間は時効により保険料を過年度納付することができない期間であることなど、申立人の母親及び母方の祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から55年4月まで
私の母は、私が婚姻後の昭和43年春頃に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和60年10月に国民年金に任意加入したことにより払い出されており、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10699 (事案 4458 及び 7658 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料並びに 45 年 10 月から 49 年 6 月までの期間及び 62 年 1 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 49 年 6 月まで
③ 昭和 62 年 1 月

私たち夫婦は、私が昭和 45 年 1 月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、その後の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付し、45 年 10 月からは、私の付加保険料も併せて納付していた。申立期間①の定額保険料が未納で、申立期間②及び③の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 49 年 7 月頃に払い出されていることが確認でき、この払出時点では、当該期間のうち 47 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、所轄社会保険事務所（当時）の手帳記号番号払出簿でも、当該期間を含む 44 年から上記の手帳記号番号払出時点までの期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録が無い。また、申立期間②の付加保険料については、制度上、手帳記号番号払出時点から遡って納付すること及び定額保険料を納付せず付加保険料のみを納付することはできず、申立期間③の付加保険料についても、当該期間の定額保険料は過年度納付されていることが確認でき、制度上、付加保険料は過年度納付することができないなど、当該期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 6 月 3 日及び 22 年 6 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は再々申立てを行っているが、この再々申立てにおいても委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①の国民年金保険料並びに申立期間②及び③の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10700 (事案 8591 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの期間及び58年4月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年3月まで
② 昭和58年4月から61年3月まで
③ 昭和61年4月から62年1月まで

私たち夫婦は、夫が昭和45年1月に会社を退職した直後から国民年金に強制加入となり、その後の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び③の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人及びその夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を一緒に納付していたとする夫も、昭和45年1月は未加入期間であり、45年2月から48年3月までの期間は自身の保険料が未納となっている。

また、申立人は、夫が昭和45年1月に厚生年金保険の適用事業所を退職した直後から夫婦の保険料を納付し始めたとしているが、夫の国民年金手帳の記号番号は49年7月以降に払い出されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①について再申立てを行うとともに、申立期間②及び③について新たに申立てを行っている。

申立期間①については、再申立てにおいても、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな資料の提出や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の保険料を夫婦一緒に納

付していたと説明しているが、申立人は自身の前回の申立て及び夫の前回及び前々回の申立てにおける説明内容から、当該期間の保険料を納付していたかどうかに関して記憶が曖昧である。申立期間②は、申立人は当該期間の保険料を納付していたとしているが、前回の申立て及び夫の前回及び前々回の申立てにおいては、自身の保険料の免除申請を行った記憶もあると説明しているほか、昭和 59 年度の保険料の免除申請が昭和 59 年 7 月 2 日に行われ、同年 8 月 7 日に免除処理が行われていること、及び 60 年度の保険料の免除申請が 60 年 6 月 28 日に行われ、同年 7 月 12 日に免除処理が行われていることがオンライン記録により確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月

私は、国民年金保険料は全部きちんと納付してきたので、未納期間は無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成6年5月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から同年 4 月まで
私の母は、私が会社を退職する度に国民年金の加入手続をしてくれ、私は、現在の会社に入社した平成 10 年 5 月頃に、まとめて 4 か月分の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の再加入手続をしたとする申立人の母親は、申立期間の再加入手続に関する記憶が曖昧であり、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶が定かでない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の再加入手続を行わないまま厚生年金保険被保険者資格を再取得したため、申立期間が未加入期間適用勧奨の対象とされ、平成 11 年 8 月 24 日に作成された国民年金未適用者一覧表に記録されたことがオンライン記録で確認できるほか、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 10703

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで
私は、昭和 58 年 4 月に会社を退職したので、国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は昭和 59 年頃に一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料は昭和 59 年頃に 10 万円を超える額を 1 回で納付したと説明しているが、納付額は申立期間の保険料額と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 4 年 2 月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は現在所持する手帳以外の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月及び同年4月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した平成5年3月頃に国民年金の加入手続を行い、再就職するまでの期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付金額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年8月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は厚生年金保険の手帳を除き、上記で払い出された年金手帳以外の手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間にA社に入社した複数の従業員のうち一人は、「自分が入社したときは、申立人は在職していなかったと思う。」と供述しており、もう一人の従業員は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記録されている申立人の資格取得日は、いずれも昭和24年11月1日で一致しており、社会保険事務所（当時）の不合理な処理はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 20 日から同年 9 月 20 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 49 年 9 月 20 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は既に解散しており、申立期間当時の事業主は、同社についての書類を保存しておらず、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる資料が無いため不明と回答している。

また、A社の複数の従業員は、「申立人を記憶しているものの勤務期間までは特定することができない。」旨供述しており、同社担当者は、「厚生年金保険に加入していない従業員の給料から保険料を控除していない。」と供述していることから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の健康保険被保険者証は昭和 49 年 6 月 18 日に返納されている旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月7日から43年1月21日まで
60歳になる直前に社会保険事務所(当時)へ行ったとき、初めて脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金が支給されたとする時期は、出産直前のため脱退手当金の請求
手続を行うことはできず、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるように
してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、申立人が当該事業所を退職後の
昭和43年6月4日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金
は同月14日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変
更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の
表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、
申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年6月14日
に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給
していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る
脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月1日から29年6月10日まで
② 昭和29年7月1日から35年7月24日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間に係る事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月5日から39年8月1日まで
年金の裁定請求に行ったとき、脱退手当金を受給していることを初めて知った。
しかし、退職時には会社側から脱退手当金についての説明は無く、受け取った記憶も無い。脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から40年6月1日まで
② 昭和41年9月1日から同年12月14日まで
③ 昭和43年8月6日から同年11月1日まで
④ 昭和43年12月1日から44年1月26日まで

年金問題が騒がれるようになって、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、申立期間後に勤務したA社における被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給していないので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に勤務したA社における被保険者期間については、脱退手当金の受給を認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、同社を退職後の昭和50年10月28日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含む同一の被保険者番号で管理されている支給決定日前の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月30日から33年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び事業主の長女である申立人の姉の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、A社の複数の同僚及び上記申立人の姉は、申立期間当時の同社の経営状況について、社会保険料の滞納や給与の遅延・未払があり、相当厳しかったと供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に、被保険者の半数以上の者が資格喪失しているとともに、事業主等役員を除く全従業員の標準報酬月額が随時改定及び定時決定により、減額されていることが確認できる。

また、申立人を記憶している同僚等から、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入状況についての供述は得られなかった。

さらに、A社の当時の事業主、専務及び社会保険事務担当者は、既に死亡していることなどから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年2月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であった元従業員2名の氏名を記憶していたことなどから判断すると、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成3年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年11月から4年2月までの期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間である。

また、A社の元従業員は、同社には正社員以外にもアルバイトや短期雇用の者が多く、正社員以外は厚生年金保険に加入していなかった、また、見習期間もあったと供述している。

さらに、申立人が同僚として挙げた上記元従業員2名は、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人は雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、A社の事業主や元経理担当者によると、社会保険や給与関係の担当者は既に亡くなっており、上記同僚2名からは照会に対する回答が無く、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17177 (事案 1892 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月から34年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会において、申立期間については、勤務は認められるが保険料控除が確認できないとして記録訂正が認められないと通知を受けた。今回新たに、同社の後継会社、A社を紹介してくれた人並びに同社の先輩及び後輩の名前を思い出したので、再調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てに対しては、既に当委員会の決定に基づき、平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その理由として、A社に入社した時期は特定できないものの、申立期間当時も同社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており当時の事業主も死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できないこと、同社の元社会保険事務担当者は、申立期間当時、一定期間の試用期間を設け、その間は厚生年金保険に加入させていなかった旨供述していること、及び申立人と同時期に入社したと記憶している従業員は申立人と同様に入社から約1年後に厚生年金保険に加入していること等の理由により、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できないというものであった。

これに対し、申立人は新たな情報として、A社の後継会社名、申立人をA社に紹介した者の名前、当時の状況を知るB社の初代所長及びA社の従業員4人の名前を挙げている。

しかし、A社の後継会社であるC社は、申立期間当時の資料が無く、申立人の勤務状況及び保険料控除等については不明と回答している。

また、申立人をA社に紹介したとして申立人が名前を挙げた者は既に死亡しており、申立期間当時の状況等について確認できない上、申立人は、当時の状況を知る者としてB社の初代所長を挙げたが、名前を記憶していないため、初代所長について同社に照会したところ、「当社において、所長という呼び方の者は設立以来現在まで存在しておらず、当社設立は昭和 35 年であり、申立期間当時には当社は存在していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げたA社の従業員4人については、後輩として名前を挙げた従業員二人のうち一人は既に死亡しており、もう一人は連絡先不明のため、申立期間当時の勤務状況及び保険料控除等について照会できなかった。また、先輩として名前を挙げた従業員に照会したが回答を得られず、申立人の勤務状況及び保険料控除等について確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該従業員の資格取得日は、申立人が入社したと主張している昭和 33 年2月よりも後であることが確認できることから、当該従業員も入社と同時に厚生年金保険に加入していないことが確認できる。なお、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げた従業員に対しては、前回の調査において既に照会を行っており、申立期間当時、同社には試用期間があった旨の回答を得ている。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな情報に当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 10 日から同年 12 月 12 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、期間は特定できないものの勤務は推認できるが、保険料控除を確認できる関連資料や周辺事情が無いなどの理由により、平成 20 年 12 月に記録訂正ができないとの通知があった。

この通知に納得できず、新たにA社の同僚一人を思い出したので、再度調査してほしいと第三者委員会に再度申立てを行ったが、同委員会から当該同僚から厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び資料が得られないこと、同社に係る事業所別被保険者名簿では整理番号に欠番が無く不自然な点は見られないなどの理由により、平成 22 年 8 月に記録訂正ができないとの通知があった。

しかし、勤務していたことは事実であり、判断に納得できない。勤務していれば、国は厚生年金保険の加入者とするという新聞記事を読んだので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の従業員の供述等から、期間は特定できないものの、申立人のA社における勤務は推認できるが、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料や周辺事情は無いなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。その後、申立人は、新たに同僚の名前を挙げて再申立てを行ったが、当該同僚から厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び資料は得られず、同社に係る事業所別被保険者名簿では、整理番号に欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、不自然な点は見られないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき 22 年 8 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、「勤務していたことは事実であり、判断に納得できない。勤務していれば、国は厚生年金保険の加入者とするという新聞記事を読んだので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」と申し立てているが、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料控除を確認できる新たな関連資料や周辺事情は得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から40年3月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。実務経験証明書並びに当時同社と一緒に勤務した方の住所及び電話番号の情報を提出するので、調査して、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に係る「建設業許可申請書」及び「許可申請者本人の略歴書」並びに申立人の父親に係る「実務経験証明書」により、申立人がA社の社員として、父親と一緒に同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、上記「実務経験証明書」には、申立人の父親の氏名及び勤務期間は記載されているが、申立人の氏名の記載は無いため、申立人のA社における勤務は確認できない。

また、上記「建設業許可申請書」及び「許可申請者本人の略歴書」には、申立人の氏名が記載されているが、いずれの書類も本人が作成して申請した書類であり、建設業の許可業務を担当しているB県C局D課の担当者は、「当該書類に記載されている内容について、記載されている会社における過去の経歴に関する事実関係は確認していない。」としていることから、申立人のA社における勤務を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び申立人の父親の氏名は確認できない上、申立期間当時の申立人親子を記憶している複数の従業員は、「申立人親子は常勤ではなく、大工仕事が有るときに来ていたようで同社の社員ではないと思う。また、型枠大工として父親が請け負い、申立人は下請負者の大工だった。」と回答しており、申立人から連絡先の情報提供があった同社の役員は、「申立人について

て、親子とも大工として10年くらい請け負ってもらっていた。」と供述している。

加えて、A社は、昭和43年9月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、商業登記簿謄本によると、同社は同年10月21日に解散し、事業主及び社会保険事務担当者は所在不明で連絡できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月まで、国民年金に加入して保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年7月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間のうち、平成6年4月について、申立人から提出された同月分の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、平成6年5月から同年9月までの期間、同年11月、及び同年12月及び7年2月から同年6月までの期間については、申立人から提出された当該期間の給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、平成6年10月については、申立人から保険料の控除を確認できる給与明細書等の提出は無いが、オンライン記録によると、同年10月の定時決定により標準報酬月額が16万円から17万円に改定されていることが確認できる。上記のとおり、同年11月以降における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額の17万円であることから、同年10月についても17万円の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと推認できる。

加えて、申立期間のうち、平成7年1月については、申立人から提出された当該月分の給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、A社は、平成10年4月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は同年4月9日付け株主総会の決議により解散しているため、同社及び同社の事業主より申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、企業年金連合会から提出された、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の標準報酬月額記録は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月頃から 34 年 1 月頃まで
② 昭和 37 年 3 月から同年 9 月まで
③ 昭和 41 年頃から 48 年頃まで
④ 昭和 52 年頃から 53 年頃まで
⑤ 昭和 54 年夏頃から 55 年 11 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③、E社に勤務した申立期間④及びF社（現在は、G社）に勤務した申立期間⑤の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間にそれぞれの会社に在籍していたことは確かであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の複数の従業員の回答により、期間は特定できないが、申立人が当該期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和 34 年 11 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社における上記従業員のうちの2名は、「同社が適用事業所となった昭和 34 年 11 月頃、同社から厚生年金保険に加入する旨の説明があった。その後、給与から保険料が控除されるようになった記憶がある。」旨回答している。

さらに、A社は既に解散しており、同社及び同社の事業主に連絡が取れないことから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てているが、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社及び同社の事業主に照会したが、回答が無いため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認するこ

とができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に同社において被保険者であった従業員に照会したところ、複数の従業員から回答があったが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、上記回答のあった従業員のうち1名は、「B社に入社したときに、厚生年金保険には入社後100日は入れないと言われた。自分は入社から3か月後に厚生年金保険に加入している。また、同社は人の出入りが多く、短期で辞める人も多かったから、勤務期間が短期であった人は加入していないと思う。」旨供述している。

申立期間③について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立人が勤務していたと申し立てているD社は厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、D社の所在地を管轄する法務局では、同社に係る商業登記の記録が無く、同社の事業主を特定することができないことから、同社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、当該期間のうちの一部期間を含む昭和45年4月から55年10月まで、国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間④について、E社の事業主は、「申立人は、昭和52年5月から53年8月まで勤務していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間④当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、E社は、平成2年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、E社の事業主は、「当該期間に申立人は在籍していたが、当社は社会保険に加入しておらず、保険料も控除していない。厚生年金保険の加入は、平成2年4月1日からであり、そのとき申立人は既に辞めている。当時、従業員には社会保険に加入していないことは説明していた。」と回答している。

さらに、E社において、昭和49年5月から現在も勤務している従業員は、「平成2年4月頃、会社から厚生年金保険に加入する旨の説明があったことを記憶している。」と回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、当該期間に、上記のとおり国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑤について、G社の事業主は、「申立人は、期間は特定できないが、当該期間当時に勤務はしていた。」と供述していることから、期間は特定できないが、申立人は当該期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和55年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑤は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、G社の事業主は、「F社は、当該期間当時、社会保険には加入していなかった

ため、厚生年金保険料は給与から控除していない。」旨回答している。

さらに、G社から提出されたF社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人は、昭和55年11月1日に被保険者資格を取得し、56年3月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑤に、国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納付しており、F社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和55年11月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、資格を喪失した56年4月1日に、再度、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17182 (事案 11821 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違している旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、申立人から提出された平成 7 年分の所得税の確定申告書によると、オンライン記録よりも高い報酬月額であることが推認できるが、同社の現在の社会保険労務士の供述及び申立人の主張から、同社は社会保険事務所(当時)に基本給に基づく報酬月額を届け出ていると考えられ、また、上記確定申告書に記載されている社会保険料額から厚生年金保険料控除額を算出すると、オンライン記録の標準報酬月額に見合う控除額よりも低い額となっていることが確認できるなどの理由で、記録訂正できないとの通知があった。

しかし、A社での保険料控除額は、第三者委員会からの通知文書のように、「確定申告書に記載されている社会保険料額から厚生年金保険料控除額を算出すると、オンライン記録の標準報酬月額(26 万円)に見合う控除額よりも低い額となっていることが確認できる。」とはならない。資料を集めて控除額を算出したところ 30 万円の標準報酬月額に見合うものになるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された平成 7 年分の所得税の確定申告書によると、オンライン記録よりも高い報酬月額であることが推認できるが、A社の現在の社会保険労務士は、「同社は、社会保険事務所への報酬月額の届出について 5、6 年前までは、交通費等の手当を含めず届け出ている」と供述しているところ、申立人も基本給が 26 万円であったと主張していることから、同社は社会保険事務所に基本給の額に基づく報酬月額を届け出ていると考えられ、また、上記確定申告書に記載されている社会保険料控除額から厚生年金保険料控除額を算出すると、オンライン記録の標

標準報酬月額（26万円）に見合う控除額よりも低い額となっていることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成22年9月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「平成7年1月から同年7月までの期間の7か月について、標準報酬月額を仮に30万円として社会保険料控除額を計算すると、26万7,750円となり、同年分の確定申告書の社会保険料控除額（26万7,744円）とほぼ一致することから、30万円の標準報酬月額に基づく保険料の控除があった。」と主張している。

しかし、A社は、「当社における保険料の控除は翌月控除である。」と回答していることから、上記確定申告書に記載されている社会保険料の控除期間は、申立人が主張する7か月ではなく、平成6年12月から7年7月までの期間の8か月であり、この8か月を基に標準報酬月額を30万円として社会保険料控除額を算出すると30万6,663円となり、上記確定申告書に記載されている社会保険料控除額（26万7,744円）よりも高い額となることが確認できる。

一方、上記8か月を基に標準報酬月額を26万円として社会保険料控除額を計算すると、26万7,143円となり、上記確定申告書の社会保険料控除額（26万7,744円）とほぼ一致することが確認できることから、オンライン記録の標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと判断することができる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額は、その前後の厚生年金保険の記録から 17 万円であると思われるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A事業所の事業主は、連絡先不明のため、申立人の申立期間における報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない。

また、A事業所に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち申立期間の一部の給与明細書を保有している従業員の保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額よりも低いことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に、遡って訂正される等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月13日から同年9月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時、同社研修所から、同社B支店に異動したが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC会が保管するA社の人事記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の人事記録によれば、申立人の入社月は昭和32年11月とされており、申立人の所持する入社月分の給与計算書により、入社月の給与から厚生年金保険料が控除されていることから、同社は当月控除であったことがうかがわれるところ、申立人の所持する申立期間である33年8月分の給与計算書によれば、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は解散しており、当時の資料が保管されていないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月16日から平成元年2月21日まで
ねんきん定期便により、昭和37年2月16日から57年9月30日まで勤務したA社(合併後は、B社)及び同年10月1日から平成元年2月20日まで勤務したC社に係る申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与より低く記録されていることが分かった。当時の所得税の確定申告書の控えを提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和37年2月から平成元年1月までの標準報酬月額が実際に支給されていた給与より低く記録されていると主張しているが、申立人が提出した昭和54年分から平成元年分までの所得税の確定申告書の控えに記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料とおおむね一致していることが確認できる。

また、A社及びC社に勤務した申立人と同職種の従業員の標準報酬月額は、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額と比べ、必ずしも高額であるとは言い難く、申立人の標準報酬月額のみが同職種の従業員に係る取扱いと異なり低額であるとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿等によると、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡は無く、社会保険事務所(当時)の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、B社及びC社は、当時の厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A社B工場（現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 20 年 9 月 30 日まで勤務していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、「申立期間当時の資料の中に、申立人に関する記述が見当たらず、申立人の退職日等について確認することができない。」旨回答している。

そこで、申立期間にA社B工場に勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況について照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の退職日を特定することができない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人と同様、昭和 20 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる従業員の一人は、「自分は昭和 20 年 9 月 25 日か 26 日に田舎に帰り、末日まで勤務していなかった。」とし、別の従業員は、「自分は昭和 20 年 5 月の空襲で疎開した。その後は入社しなかったため、退職日は分からない。」旨それぞれ供述している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社B工場における資格喪失日は、上記被保険者名簿で確認できる資格喪失日と同じ昭和 20 年 9 月 30 日となっており、社会保険事務所（当時）の記録の管理に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月から 23 年 9 月まで
A 社 (現在、B 社) に勤務していた申立期間の加入記録が無い。申立期間当時、C 諸島の D 島に行き、燐鉱石の積出し作業に従事していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びB社の人事記録を管理しているE社の現在の担当者の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、C 諸島の D 島で燐鉱石の積出し作業に従事していたことは推認できる。

しかし、E社の担当者は、「申立期間当時、C 諸島に派遣した労働者は、A社が募集しF社に紹介した者である。当時、A社の正社員も同諸島に行ったが、申立人の供述から、申立人は正社員ではなかったと思われる。なお、B社には申立期間当時のことが記載された社史しか残されておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。」旨供述している。

また、E社から提出されたA社に係る社史によると、「昭和 21 年 7 月 20 日に約 200 人を準備し、D 島へ派遣した。」旨記載されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、相当数の従業員をまとめて厚生年金保険に加入させた形跡は確認できず、F社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和 23 年 11 月 1 日に、申立人を含む約 400 人の従業員が厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる。

なお、申立期間当時にA社に勤務した複数の従業員は、「C 諸島へ派遣された者の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年7月1日まで
A社での雇用は毎年4月頃から始まっていた。昭和33年も同様に4月から勤務していたはずだが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に昭和33年に雇用されていた複数の従業員の供述から判断すると、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和33年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所としての記録は無い。

一方、オンライン記録によると、上記A社と同一所在地に、別にA社名で適用事業所が存在していることが確認でき、当該A社は昭和29年4月1日から37年4月2日まで適用事業所となっており、32年までは、申立人を含め複数の従業員が当該A社において被保険者資格を取得していることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。しかし、当該被保険者名簿によると、当該A社において、33年4月から同年6月までの間に被保険者資格を取得した者は一人もいないことが確認できる。

なお、A社を管理していたB局（申立期間当時は、C局）は、当時の厚生年金保険の取扱いが確認できる資料は保管していないとしており、また、上記複数の従業員は、申立期間に係る給与明細書を所持していないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年5月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には学卒新入社員として昭和34年4月1日に入社し勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の社史及び当時の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人が、昭和34年4月1日から同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、上記社史から確認できる複数の従業員については、当該社史に記載された入社日から1か月から4か月経過後に厚生年金保険に加入したことが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和34年5月1日であるところ、雇用保険の加入記録が確認できた上記複数の従業員についても、雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日は同日であることが確認できる。

さらに、上記社会保険担当者によると、「当時、厚生年金保険の加入手続をまとめて処理していたので、実際の資格取得日は入社から1か月から4か月後になっており、その間の保険料は控除していなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17200 (事案 91 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月25日から同年9月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、給与から保険料を控除されていたことが確認できる資料及び具体的な記憶が無く、さらに、同社が加入している厚生年金基金の被保険者資格取得日及び雇用保険の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致しているなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知を受けた。

しかし、同じ場所にあったB社から、A社に1日の空白も無く勤務していたことは確かであり、新たな資料や情報は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、給与明細書等の申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと、A社が加入している厚生年金基金の加入員番号払出簿では、申立人が昭和46年9月21日に資格を取得していることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録と一致していること及び雇用保険の資格取得日も同年9月21日となっていることなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき平成20年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、新たな資料は無いが、申立期間について、B社を辞めると同時にA社に勤務していたことは確かであると主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 62 年 4 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 4 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 4 月まで

A事業所に勤務した申立期間①、B事業所に勤務した申立期間②、C事業所に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。各事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が天引きされていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているA事業所において、昭和 55 年 4 月 1 日から 62 年 6 月 20 日まで雇用保険の加入記録があることから、申立人が当該期間に同事業所において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、A事業所の所在地を管轄する法務局は、同事業所の商業登記の記録は確認できないと回答している。

さらに、申立人が記憶しているA事業所の事業主の氏名をオンライン記録により検索したところ、当該事業主とみられる者は確認できたが、当該者は既に死亡しているため、同事業所の事業主から、厚生年金保険の適用及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人は、A事業所における同僚の氏名を記憶していないため、同僚から、厚生年金保険の適用及び保険料控除の有無について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張するB事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録を

確認することができない。

また、B事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、事業主に申立期間②における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、B事業所における同僚の氏名を記憶していないため、同僚から、申立人の同事業所における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたと主張するC事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録を確認することができない。

また、C事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無いため、事業主に申立期間③における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、C事業所における同僚の氏名を記憶していないため、同僚から、申立人の同事業所における勤務状況や厚生年金保険の適用について確認することができない。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月9日から58年6月1日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されている。昭和56年分及び57年分の給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年2月9日から58年1月1日までについて、申立人から提出されたA社の56年分及び57年分の給与所得の源泉徴収票によると、それぞれ申立人の主張する標準報酬月額に見合う報酬が支払われていたことが推認できる。

しかし、上記源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」欄の「給与等からの控除分」を基に算定した標準報酬月額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和58年1月1日から同年6月1日までについて、申立人は、同年分の給与所得の源泉徴収票及び当該期間の給与明細書を保有していないことから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

さらに、オンライン記録及びA社に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月5日から42年4月26日まで
年金事務所からの記録照会の回答を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、受給した記憶は無いので、調査して年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月10日から同年8月10日まで
② 昭和39年9月14日から40年2月21日まで
③ 昭和40年3月8日から45年9月2日まで
④ 昭和45年9月2日から46年7月16日まで

平成17年頃、年金の受給相談へ行った際に脱退手当金の支給記録があることを知った。申立期間④に係る事業所を退職した当時は、医師から流産のおそれがあると診断されるほど体調が悪くなり自宅で安静にしていたし、職場の荷物を自宅へ届けてもらうくらい急きよ退職した私が会社を通じて脱退手当金を請求するわけも無く、そもそも脱退手当金の制度すら知らなかった。よく調査をして年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者として労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月から20年7月末日まで

A社B製作所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。学徒勤労働員により昭和19年6月から勤務したため、申立期間を労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年6月からC中学校（現在は、D高等学校）に籍を置きながら、学徒勤労働員によりA社B製作所に勤務したと主張しているところ、申立人が同社同製作所に一緒に勤務したとして名前を挙げた同中学校の同級生のうちの3人の供述及び同社同製作所において厚生年金保険の被保険者であった元従業員二人の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社同製作所に勤務していたことはうかがえる。

一方、D高等学校では、申立人は昭和20年3月18日にC中学校を卒業していると回答していることから、申立期間のうち、19年6月から20年3月18日までの期間は、勤労働員学徒であったものと判断できる。

しかしながら、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、勤労働員学徒については労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者に該当しないこととされている。

また、A社B製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人が一緒に勤務したとして名前を挙げたC中学校の同級生全員について申立人と同様に被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間のうち、申立人がC中学校を卒業した後の昭和20年3月19日から同年7月31日までについては、上記同校の同級生3人は、同校を同年3月に卒業した後、進学のためA社B製作所に勤務していないと供述しており、上記元従業員二人は、

申立人の勤務期間については不明と供述していることから、申立人の同社同製作所における勤務実態を確認することができない。

なお、A社は、当時の資料は保存していないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況並びに労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料又は厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年8月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和30年4月1日から勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の大学の同級生の供述により、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

一方、申立人は、A社の経営者一族の一人であり、入社日から厚生年金保険に加入しているはずであるとしている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のほか6人が昭和32年8月1日に被保険者資格を取得し、そのうちの一人は当時の事業主であることが確認でき、ほかの5人(総務責任者及び申立人の父親を含む。)も申立人によると同社の重役であるほか、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人及び当該6人に係る被保険者資格取得日は、いずれも同年8月1日となっていることが確認できる。

なお、A社の当時の事業主及び総務責任者は既に死亡しており、B社も当時の資料は保存していないと回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 38 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 26 日から 42 年 1 月まで

A社に勤務したうちの申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務したうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたのは確かなので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 38 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している従業員は、申立人及び上記同僚を含めて 4 名であることが確認できるところ、上記同僚が供述する入社日は、被保険者資格の取得日より数か月前であることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、A社に勤務する前の事業所に勤務していた際に、D区で行われた成人式に参加したと供述しているところ、D区役所によると、昭和 17 年生まれであれば、38 年 1 月の成人式に参加しているものと思われると回答しており、このことからすると、申立人は、申立期間①の一部期間まで当該事業所に勤務していたことになり、申立人のA社への入社日の記憶は曖昧である。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、A社における申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号が昭和 38 年 6 月 15 日に払い出されており、その資格取得日は、上記被保険者名簿の資格取得日と一致している。

なお、A社の申立期間①当時の事業主に照会したが、供述を得ることができず、申立人の当該期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができ

ない。

申立期間②については、B社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が、昭和40年2月1日から同年6月26日まで厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、申立人は、42年1月まで同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社に照会したが、回答が無いこと、申立人が記憶する同僚（1名）は、連絡先が確認できないこと及び上記被保険者名簿から複数の元従業員に照会し、1名の元従業員が申立人を記憶していたものの、申立期間②に勤務していたかどうかについては不明と供述していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人が記憶する同僚（1名）は、上記被保険者名簿に見当たらない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年3月から30年4月まで
② 昭和30年5月から同年12月まで
③ 昭和34年から35年まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C事業所（現在は、D社）に勤務した申立期間②及びE社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の回答及び従業員の供述から、申立人が当該期間に、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「申立期間①当時の資料が無く、申立人の勤務等について、分からない。」旨回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人とは同期入社であるとする従業員の被保険者資格取得日は昭和30年12月6日と記録されている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、6人から回答を得たが、いずれも自身の記憶するA社の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日は、1年6か月程度乖離^{かいり}していることが確認できることから、申立期間①当時、同社では従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が、同じ中学校から一緒に就職し、申立人よりも先に退職した者として名前を挙げた同僚は、上記被保険者名簿にその名前が見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C事業所の当時の事業主は、「申立人のことは覚えているが、当該期間当時は、まだ厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と述べており、勤務はうかがえるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、厚生年金保険の新規適用日は昭和41年8月1日と記録されており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社に係る商業登記簿謄本から、申立期間②当時は、同社は法人ではなかったことが認められる。

さらに、D社は、当該期間当時の資料を保存していないため、申立人のC事業所における厚生年金保険の保険料控除等について確認できない。

加えて、上記被保険者名簿から、C事業所が適用事業所になった昭和41年8月1日に被保険者資格を取得した従業員に照会したが、当該事業所が適用事業所になる前の期間における保険料控除について、確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、E社の現在の取締役は、「当社において申立人を記憶している者は確認できない。また、当該期間当時は、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料を控除するようなことはしていない。」と述べているところ、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成9年4月1日と記録されており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社は、申立人に係る人事記録等の資料を保存していないため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から51年まで
② 昭和51年から平成12年3月まで

A社及びB社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社で試験器の製造等の仕事に従事していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、昭和51年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は死亡しているため、当時の資料が確認できず、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる申立期間①当時の従業員に、申立人の勤務状況等を照会したところ、複数の従業員が申立人を記憶していたが、全員が、「申立人は、正社員ではない。」と回答している。

さらに、そのうちの一人の従業員は、「申立人は顧問だったと思う。給料の支給方法もほかの従業員とは違っていた。」と回答しているほか、二人の従業員は、「申立人は、請負又は業務委託としての契約関係だったと思う。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和47年7月1日に国民健康保険に加入し、平成20年4月2日に資格喪失するまで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立期間①において、上記被保険者名簿に健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社から提出された昭和54年2月分から平成12年3月分までの給料台帳により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められ

る。

しかしながら、上記給料台帳によれば、申立人の厚生年金保険料を含む社会保険料は控除されていない。これについて、B社は、「申立人についての関係資料は給料台帳だけだが、社会保険料は控除していない。申立人は、正社員ではなく、昭和 54 年 2 月から技術指導ということで毎月給与の支払はしていた。それ以前のことについては、当時の詳細を知る者がいないので分からない。」と回答している。

また、申立人は、上記のとおり、申立期間②においても国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から33年7月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。社名の変更はあったが、昭和23年1月2日から45年10月31日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、当時の資料が既に無いことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況は不明である旨回答している。

また、申立人が申立期間及びその直前の期間に継続して勤務していたと主張するA社及び同社に名称変更する前のC社における当時の同僚4人は、既に死亡又は連絡が取れないことから、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況を確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間前後に被保険者資格を取得していた従業員に照会した結果、回答のあった9人は、いずれも厚生年金保険料の控除状況を記憶していないことから、申立人の申立期間における保険料の控除状況を確認することができない。

加えて、申立人の厚生年金保険の記号番号は、A社において新たに払い出されていることが確認でき、厚生年金保険記号番号払出簿に記載された被保険者資格取得日と同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日は一致しており、同名簿に不自然な記録訂正等の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 46 年 5 月頃まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に営業社員として次の勤務先に勤める間際まで勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の従業員の回答から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和 57 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の従業員に係る資料が入手できず、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶しているA社における当時の同僚二人について、申立人は、自身が同社を退職したとき（昭和 46 年 5 月頃）には、まだ同社に在籍していたことを記憶しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、一人は昭和 44 年 11 月 1 日、もう一人は 45 年 1 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間当時、申立人と同様に在職中に資格を喪失している者がいたことがうかがえる。

なお、上記同僚二人について、一人は既に死亡しており、もう一人とは連絡が取れないことから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 31 日から 54 年 1 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 53 年 12 月 31 日は日曜日であるが、同日に同社を退職しており、同年 12 月の保険料も控除されていたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「職員カード」によると、申立人は、昭和 53 年 12 月 30 日付けで依願退職した旨記載されており、同社は、申立人については、「申立期間の雇用は無かった。」と回答している。

また、昭和 53 年 12 月 31 日は、日曜日で休業日のため、A社は営業していない。

さらに、厚生年金基金の加入員記録によると、申立人の資格喪失日は、昭和 53 年 12 月 31 日となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

加えて、B社は、「職員カード」を除き、申立期間当時の資料が無いため、申立人に係る給与からの厚生年金保険料の控除、申立期間当時のA社での退職日の取扱い等について、不明である旨回答している。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿で申立期間前後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員の資格喪失日を確認したところ、申立人と同様に、休業日及び月末日に被保険者資格を喪失している者が複数確認できる。このことから、申立期間当時、A社では、最終営業日（休業日の前日）を退職日とする取扱いを行っていたことがうかがえる。

なお、A社における申立人に係る雇用保険の離職日は、昭和 53 年 12 月 31 日と記録されているが、B社から提出された申立人に係る「職員カード」に記載された依願退職

日との相違理由について、同社は、申立期間当時の資料が無いためその理由は不明であるが、申立期間の雇用は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 22 日から同年 5 月 19 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。失業保険被保険者資格取得確認通知書及び当時の手帳のコピーを提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書及び昭和 44 年当時の申立人の手帳に記載されている内容から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に被保険者であった従業員に照会したところ、そのうちの二人については、自身が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日に2か月から3か月の乖離^{かいり}が認められる。また、いずれの従業員も、「当時は同社を辞める従業員が多かったため、入社後すぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 1 日から平成 2 年 5 月 29 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、申立期間に給与から厚生年金保険料を含む社会保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社の社会保険関係責任者は、申立人の厚生年金保険の資格取得に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料の控除もしていない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同僚の氏名も覚えているし、社内旅行の写真もあり、申立期間に同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 46 年 7 月から 50 年 3 月まで勤務していたと申し立てしているところ、申立人の雇用保険の加入記録のうち、事業所名は不明であるが、47 年 11 月 21 日から 49 年 3 月 20 日までの期間の加入記録が確認でき、当該加入記録は申立期間に含まれており、また、申立人から提出されたA社の社内旅行の写真、同社における勤務状況に関する申立人の具体的な供述は、同社の業務内容等に関する当時の上司及び従業員の供述とも一致することから判断すると、申立人は、申立期間に同社において営業業務を行い勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同社の商業登記簿謄本によると、同年 10 月 24 日に解散し、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当時の社会保険担当者に照会したものの、回答を得ることができなかったことから、同社における申立人の厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、上記上司から提出された「営業社員管理表」において、A社における入社日の記載があるうちの複数の従業員は、上記被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、上記被保険者名簿から、上述の入社日から数か月後に被保険者資格を取得している従業員が確認できる。

これらのことから判断すると、A社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させてい

たとは考え難く、また、一部の従業員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年2月1日まで
A社の代表取締役として在職した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の「普通預金通帳」、「納入告知書 納付書・領収証書」等を提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「普通預金通帳」及び「納入告知書 納付書・領収証書」から、申立期間に係る厚生年金保険料が納付されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年10月31日）の後の平成6年3月14日付けで、遡って5年10月31日と記録されたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人が申立期間及び上記処理日に代表取締役であったことが確認できるとともに、申立人は、社印及び会社に係る普通預金通帳は自身が管理していた旨供述している。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日から上記処理日までの同社における被保険者は、申立人一人のみであることが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務に関与していた社会保険労務士事務所の現在の所在は不明であり、また、申立人は、遅くとも平成6年初めまで同社の業務に携わっていたと記憶している親族である役員に対する照会を希望しない旨供述しているため、これらの者から、申立期間に係る厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、平成5年10月から6年1月までの国民年金保険料を6年4月に納付済みであることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの被保険者資格喪失日に係る記録の無効を主張することは信義

則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月から 62 年 1 月まで
② 昭和 62 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成 2 年 3 月まで

A 県教育委員会に臨時教員として採用され、B 市立 B 中学校に勤務した申立期間①及び C 町（現在は、D 町）立 C 中学校に勤務した申立期間②並びに C 町教育委員会に臨時教員として採用され、C 町立 C 中学校に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に関して、雇用保険の加入記録、A 県教育委員会が保管する辞令簿及び B 市立 B 中学校が保管する職員給与台帳から、当該期間のうち、昭和 61 年 5 月 2 日から同年 6 月 16 日までの期間、同年 6 月 17 日から同年 7 月 20 日までの期間、同年 9 月 6 日から同年 10 月 5 日までの期間、同年 10 月 6 日から同年 11 月 5 日までの期間及び同年 11 月 8 日から同年 12 月 7 日までの期間について、申立人は、同中学校に「病気補充」の期限付助教諭として勤務していたことが認められる。

しかし、A 県教育委員会では、厚生年金保険の加入の取扱いについて、「採用ごとの辞令が 2 か月を超えた場合に加入。」と回答しており、また、厚生年金保険法の制度上、2 か月以内の期間を定めて臨時に使用される者は、被保険者とはならない旨規定されていることから、当初から 2 か月以内の予定で任用された申立人について、厚生年金保険の被保険者資格取得手続きが行われなかったものと考えられる。

また、B 市立 B 中学校が保管する申立人に係る職員給与台帳から、上記任用期間における各月の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に C 町の国民健康保険の被保険者資格を取

得しており、申立期間①を含む平成2年3月29日まで継続して加入していたことが確認できる。

なお、申立期間①のうち、昭和61年7月21日から同年9月5日までの期間、同年11月6日から同年11月7日までの期間及び同年12月8日から同年12月31日までの期間については、雇用保険の加入記録は確認できず、上記教育委員会における任用又は上記中学校における勤務の事実は認められない。

このほか、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②に関して、雇用保険の加入記録、A県教育委員会が保管する辞令簿及びD町が保管する教職員臨時任用に関する通知書から、昭和62年7月13日から同年9月1日までの期間について、申立人は、C町立C中学校に「産後補充」の期限付助教諭として勤務していたことが認められる。

しかし、当該任用期間は、前述のとおり「2か月を超える期間」には該当しないことから、A県教育委員会では、申立人について厚生年金保険の被保険者資格取得手続が行われなかったものと考えられる。

また、D町立C中学校は、「当該期間については、短期臨時のため「職員組織表」に申立人の氏名は記載されていない。」と回答しており、D町では、当該期間は「県職員」としての扱いであるため、任用の事実は確認できない旨回答している。

さらに、申立期間②は、申立期間①と同様に、前述の国民健康保険の被保険者期間に含まれている。

このほか、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③に関して、雇用保険の加入記録、D町が保管する申立人に係る辞令書（控え）及びD町立C中学校が保管する昭和63年度及び平成元年度のC中学校経営組織表から、昭和63年4月1日から平成元年3月31日までの期間及び同年4月1日から2年3月31日までの期間について、申立人は、C町教育委員会事務局職員として任用され、C中学校の町費教員として勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C町、C町教育委員会及びC中学校は、申立期間③において、いずれも厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、D町では、「申立期間③当時、一般の臨時職員は、厚生年金保険に加入していなかったようである。」と回答しており、同町が保管する申立人に係る昭和63年

分及び平成元年分所得税源泉徴収簿から、申立期間③に相当する兩年分において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったものと認められる。

さらに、申立期間③は、申立期間①及び②と同様に、前述の国民健康保険の被保険者期間に含まれている。

このほか、申立人について申立期間③に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月26日から41年10月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和40年4月25日までとなっており、申立期間の加入記録は確認できない。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社は昭和61年7月*日に解散しており、同社に係る事業所別被保険者名簿では、同年7月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、同社における申立人の申立期間の勤務実態等を確認することができない。

さらに、A社における申立期間当時の取締役は、申立人の勤務実態については申立期間当時の資料を保管しておらず分からない旨回答していることから、同社における申立人の申立期間の勤務実態等について確認することができない。

加えて、申立人が氏名を挙げた同僚3人のうち、一人は既に死亡し、残る二人は申立期間に申立人が勤務していたかどうかは不明の旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

そして、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録のある複数の従業員に照会したが、「申立人を覚えていない。」、「申立人の勤務期間まで覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。